

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
総目次 III (P3)	第VI編 市場単価 第1章 複合単価 省略 第2章 市場単価 ① 鉄筋工……………VI-2-①- 1 ①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)……………VI-2-①- 1 ①-2 鉄筋工(ガス圧接工)……………VI-2-①-10 ② 区画線工……………VI-2-②- 1 ③ 高視認性区画線工……………VI-2-③- 1 ④ インターロッキングブロック工……………VI-2-④- 1 ⑤ 防護柵設置工……………VI-2-⑤- 1 ⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)……………VI-2-⑤- 1 ⑤-2 防護柵設置工(ガードパイプ)……………VI-2-⑤-16 ⑤-3 防護柵設置工(横断・転落 防止柵)……………VI-2-⑤-24 ⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)……………VI-2-⑤-32 ⑤-5 防護柵設置工(落石防止網)……………VI-2-⑤-41 ⑥ 法面工……………VI-2-⑥- 1 ⑥-1 法面工……………VI-2-⑥- 1 ⑥-2 吹付砕工……………VI-2-⑥-13 ⑦ 道路植栽工……………VI-2-⑦- 1 ⑧ 橋梁塗装工……………VI-2-⑧- 1 ⑨ 橋梁付属物工……………VI-2-⑨- 1 ⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工……………VI-2-⑨- 1 ⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工……………VI-2-⑨-11 ⑩ 構造物とりこわし工……………VI-2-⑩- 1 ⑪ 薄層カラー舗装工……………VI-2-⑪- 1 ⑫ 道路標識設置工……………VI-2-⑫- 1 ⑬ 道路付属物設置工……………VI-2-⑬- 1 ⑭ 公園植栽工……………VI-2-⑭- 1 ⑮ 軟弱地盤処理工……………VI-2-⑮- 1 ⑯ コンクリートブロック積工……………VI-2-⑯- 1 ⑰ 排水構造物工……………VI-2-⑰- 1 ⑱ 橋面防水工……………VI-2-⑱- 1 ⑲ グルーピング工……………VI-2-⑲- 1 ⑳ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)……………VI-2-⑳- 1 ㉑ コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)……………VI-2-㉑- 1	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 ① 区画線工……………VI-1-①- 1 (市販運用歩掛から移動) ② 高視認性区画線工……………VI-1-②- 1 (市販運用歩掛から移動) ③ 橋梁塗装工……………VI-1-③- 1 (市場単価から移行) ④ 構造物とりこわし工……………VI-1-④- 1 (市場単価から移行) ⑤ コンクリートブロック積工……………VI-1-⑤- 1 (市場単価から移行) ⑥ 排水構造物工……………VI-1-⑥- 1 (市販運用歩掛から移動) 第2章 市場単価 ① 鉄筋工……………VI-2-①- 1 ①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)……………VI-2-①- 1 ①-2 鉄筋工(ガス圧接工)……………VI-2-①-10 ② 区画線工……………VI-2-②- 1 一削除(前回修正漏れ) (標準単価へ移行済) ③ 高視認性区画線工……………VI-2-③- 1 一削除(前回修正漏れ) (標準単価へ移行済) ④ インターロッキングブロック工……………VI-2-④- 1 ⑤ 防護柵設置工……………VI-2-⑤- 1 ⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)……………VI-2-⑤- 1 ⑤-2 防護柵設置工(ガードパイプ)……………VI-2-⑤-16 ⑤-3 防護柵設置工(横断・転落 防止柵)……………VI-2-⑤-24 ⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)……………VI-2-⑤-32 ⑤-5 防護柵設置工(落石防止網)……………VI-2-⑤-41 ⑥ 法面工……………VI-2-⑥- 1 ⑥-1 法面工……………VI-2-⑥- 1 ⑥-2 吹付砕工……………VI-2-⑥-13 ⑦ 道路植栽工……………VI-2-⑦- 1 (標準単価へ移行) ⑧ 橋梁塗装工……………VI-2-⑧- 1 一削除 ⑨ 橋梁付属物工……………VI-2-⑨- 1 ⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工……………VI-2-⑨- 1 ⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工……………VI-2-⑨-11 ⑩ 構造物とりこわし工……………VI-2-⑩- 1 一削除(標準単価へ移行) ⑪ 薄層カラー舗装工……………VI-2-⑪- 1 ⑫ 道路標識設置工……………VI-2-⑫- 1 ⑬ 道路付属物設置工……………VI-2-⑬- 1 ⑭ 公園植栽工……………VI-2-⑭- 1 ⑮ 軟弱地盤処理工……………VI-2-⑮- 1 ⑯ コンクリートブロック積工……………VI-2-⑯- 1 一削除(標準単価へ移行) ⑰ 排水構造物工……………VI-2-⑰- 1 一削除(前回修正漏れ)(標準単価へ移行済) ⑱ 橋面防水工……………VI-2-⑱- 1 ⑲ グルーピング工……………VI-2-⑲- 1 ⑳ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)……………VI-2-⑳- 1 ㉑ コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)……………VI-2-㉑- 1
	名称変更及び 一部削除(標準単価へ移行)	

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

第VI編 市場単価

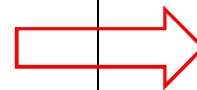
第2章 市場単価…………… VI-2-①-1

見出し
(P875)

第VI編 土木工事標準単価
及び市場単価

第1章 土木工事標準単価…………… VI-1-①-1

第2章 市場単価…………… VI-2-①-1



第IV編の名称変更、第1章追加

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
第VI編 目次 (P876-1)		<p>第VI編 土木工事標準単価及び市場単価</p> <p>第1章 土木工事標準単価</p> <p>① 区画線工……………VI-1-①- 1 (市版運用歩掛から移動)</p> <p>② 高視認性区画線工……………VI-1-②- 1 (市版運用歩掛から移動)</p> <p>③ 橋梁塗装工……………VI-1-③- 1 (市場単価から移行)</p> <p>④ 構造物とりこわし工……………VI-1-④- 1 (市場単価から移行)</p> <p>⑤ コンクリートブロック積工……………VI-1-⑤- 1 (市場単価から移行)</p> <p>⑥ 排水構造物工……………VI-1-⑥- 1 (市版運用歩掛から移動)</p> <p>第2章 市場単価</p> <p>① 鉄筋工……………VI-2-①- 1</p> <p>①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)……………VI-2-①- 1</p> <p>①-2 鉄筋工(ガス圧接工)……………VI-2-①-10</p> <p>② 区画線工……………VI-2-②- 1 →削除(前回修正漏れ)(標準単価へ移行済)</p> <p>③ 高視認性区画線工……………VI-2-③- 1 →削除(前回修正漏れ)(標準単価へ移行済)</p> <p>④ インターロッキングブロック工……………VI-2-④- 1</p> <p>⑤ 防護柵設置工……………VI-2-⑤- 1</p> <p>⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)……………VI-2-⑤- 1</p> <p>⑤-2 防護柵設置工(ガードパイプ)……………VI-2-⑤-16</p> <p>⑤-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)……………VI-2-⑤-24</p> <p>⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)……………VI-2-⑤-32</p> <p>⑤-5 防護柵設置工(落石防止網)……………VI-2-⑤-41</p> <p>⑥ 法面工……………VI-2-⑥- 1</p> <p>⑥-1 法面工……………VI-2-⑥- 1</p> <p>⑥-2 吹付砕工……………VI-2-⑥-13</p> <p>⑦ 道路植栽工……………VI-2-⑦- 1</p> <p>⑧ 橋梁塗装工……………VI-2-⑧- 1 →削除(標準単価へ移行)</p> <p>⑨ 橋梁付属物工……………VI-2-⑨- 1</p> <p>⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工……………VI-2-⑨- 1</p> <p>⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工……………VI-2-⑨-11</p> <p>⑩ 構造物とりこわし工……………VI-2-⑩- 1 →削除(標準単価へ移行)</p> <p>⑪ 薄層カラー舗装工……………VI-2-⑪- 1</p> <p>⑫ 道路標識設置工……………VI-2-⑫- 1</p> <p>⑬ 道路付属物設置工……………VI-2-⑬- 1</p> <p>⑭ 公園植栽工……………VI-2-⑭- 1</p> <p>⑮ 軟弱地盤処理工……………VI-2-⑮- 1</p> <p>⑯ コンクリートブロック積工……………VI-2-⑯- 1 →削除(標準単価へ移行)</p> <p>⑰ 排水構造物工……………VI-2-⑰- 1 →削除(前回修正漏れ)(標準単価へ移行済)</p> <p>⑱ 橋面防水工……………VI-2-⑱- 1</p> <p>⑲ グルーピング工……………VI-2-⑲- 1</p> <p>⑳ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)……………VI-2-㉑- 1</p> <p>㉑ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)……………VI-2-㉒- 1</p>
	<p style="text-align: center;">→</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">新規追加</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">①土木工事標準単価6工種を追加</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">②市版(運用歩掛)の標準単価3工種(区画線工、高視認性区画線工、排水構造物工)を削除</p> </div>	

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

第1章 土木工事標準単価

**①区画線工・②高視認性区画線工・⑥排水構造物工
→市版(運用歩掛)から移動**
**③橋梁塗装工・④構造物とりこわし工・コンクリートブロック積工
→市場単価から移行**

第1章
標準単価
目次
(P876-2)



新規追加

① 区画線工…………… VI-1-①- 1	④ 構造物とりこわし工…………… VI-1-④- 1
1 適用範囲…………… VI-1-①- 1	1 適用範囲…………… VI-1-④- 1
2 標準単価の設定…………… VI-1-①- 1	2 標準単価の設定…………… VI-1-④- 1
3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-①- 4	3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-④- 3
4 施工単価入力基準表…………… VI-1-①- 5	4 内訳書…………… VI-1-④- 3
5 参考資料…………… VI-1-①- 7	5 施工単価入力基準表…………… VI-1-④- 4
② 高視認性区画線工…………… VI-1-②- 1	⑤ コンクリートブロック積工…………… VI-1-⑤- 1
1 適用範囲…………… VI-1-②- 1	1 適用範囲…………… VI-1-⑤- 1
2 標準単価の設定…………… VI-1-②- 1	2 標準単価の設定…………… VI-1-⑤- 1
3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-②- 3	3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-⑤- 2
4 施工単価入力基準表…………… VI-1-②- 4	4 施工単価入力基準表…………… VI-1-⑤- 3
③ 橋梁塗装工…………… VI-1-③- 1	5 参考資料 参考図(コンクリートブロック積工 (調整コンクリート・小口止))…………… VI-1-⑤- 4
1 適用範囲…………… VI-1-③- 1	⑥ 排水構造物工…………… VI-1-⑥- 1
2 標準単価の設定…………… VI-1-③- 1	1 適用範囲…………… VI-1-⑥- 1
3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-③- 6	2 標準単価の設定…………… VI-1-⑥- 1
4 施工単価入力基準表…………… VI-1-③- 7	3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-⑥- 3
	4 施工単価入力基準表…………… VI-1-⑥- 4

VI-1-①-1



新規追加

第1章 土木工事標準単価

① 区画線工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線, 道路標示の設置, 消去。
- (2) 設置作業のうち, 熔融式(手動), 溶剤型及び水性型ペイント式(車載式)。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

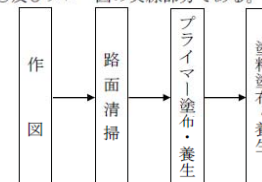
- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 離島及び山間僻地等で, 明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) 設置作業のうち, ペイント式(手動)の場合。(ただし, 北海道特殊規格において一部適用可)
 - 3) コンクリート舗装の上に設置された区画線, 道路標示の消去の場合。
 - 4) その他, 規格・仕様等が適合せず, 標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

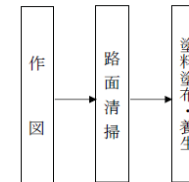
標準単価で対応しているのは, 機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 (熔融式)	○	○	× ※



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は, 別途計上する。
 3. ※については, 施工単価入力基準(WB821210)により考慮されるため, 別途計上する必要はない。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 (ペイント式)	○	○	× ※



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。
 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は, 別途計上する。
 4. ※については, 施工単価入力基準(WB821210)により考慮されるため, 別途計上する必要はない。

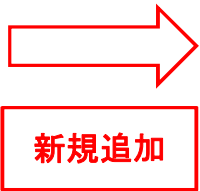
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

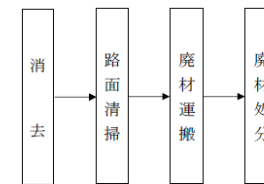
改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-①-2

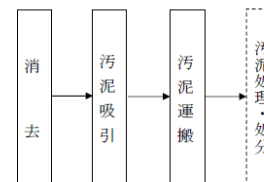


工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (削取り式)	○	○	/



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
 3. 消去後のパーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
 4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
 5. 排水性舗装には適用しない。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (ウォータージェット式)	○	○	/



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
 2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

2-2 標準単価の規格・仕様
 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 区画線設置(溶融式・手動)

規格・仕様	単 位	日当たり標準施工量				
		供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間	
実線	15cm	m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm	m	925	879	1,020	967
	30cm	m	625	594	688	653
	45cm	m	550	523	605	575
破線	15cm	m	900	855	990	941
	20cm	m	825	784	908	862
	30cm	m	550	523	605	575
	45cm	m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm	m	850	808	935	888
	20cm	m	775	736	853	810
	30cm	m	525	499	578	549
	45cm	m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm換算	m	400	380	440	418

- (注) 1. 塗布厚は1.5mm以下とする。
 2. 線色は白色又は黄色とする。
 3. 破線は塗布延長とする。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

4. 矢印・記号・文字は所要材料換算長とし、溶融式に限り適用出来る。また、自転車マークのように構成する線幅が10cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼付け式には適用出来ない。

表2.2 区画線設置(ペイント式・車載式)

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量	
				供用区間	未供用区間
溶剤型・水性型 (加熱式・常温式)	実線	15cm	m	3,000	3,830
		15cm	m	2,500	3,190
	破線	30cm	m	2,000	2,550

- (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。
2. 破線は塗布延長とする。

表2.3 区画線消去

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
削取り式	15cm 換算	m	300
ウォータージェット式	溶融式	15cm 換算	600
	ペイント式	15cm 換算	700

- (注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削取り式を標準とする。
2. 排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2-3 補正係数

- (1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

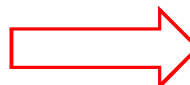
- (2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区分	記号	区画線設置	区画線設置	区画線消去	区画線消去
		溶融式	ペイント式	削取り式	ウォータージェット式
排水性舗装に施工する場合	K ₁	1.05	-	-	-
未供用区間の場合	K ₂	0.91	0.79	-	-

- (注) 排水性舗装に施工する場合の補正係数(K₁)は、溶融式(手動)による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また、ペイント式は舗装の種類に関係なく適用できる。

VI-1-①-3



新規追加

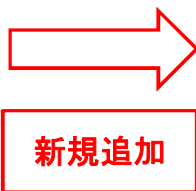
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-①-4



2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2)

(注1) 設計単価=標準単価(機械・労務)×(K₁×K₂)

(注2) 材料費=主材料単価×使用数量×(1+材料諸雑費率)

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

溶融式:0.05 ペイント式:0.03

<施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合>

- 1) 1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「積算基準〔1一般土木〕 Ⅵ編 第I編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。溶融式・手動、ペイント式・車載式、区画線消去(削取り式)については、一連の作業として判定する。区画線消去(ウォータージェット式)に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。
- 2) ペイント式(車載式)で、表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で判定する。
- 3) 区画線消去(ウォータージェット式)で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表3.1 施工場所区分

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事
	現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事(1種):交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事
	交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。
- (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。
- (5) 溶融式(手動)における横断線はゼブラを適用する。
- (6) 溶融式(手動)の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。
 所要材料換算長(m)=設計数量(塗布面積(m²))÷0.15×1.20(重複施工ロス分)
 ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。
- (7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線(平行四辺形)は矢印・記号・文字を適用する。
- (8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。
- (9) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

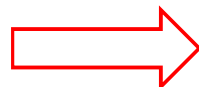
4. 施工単価入力基準表

(1) 区画線設置

施工歩掛コード	WB821210	施工単位	m	入 力 条 件						
施工区分	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7			
各種	夜間作業の有無	施工方法区分 ①溶融式手動 ②ペイント式 溶剤型 ③ペイント式 水性型	豪雪補正の有無	規格・仕様区分 (表4.1)	時間的制約の有無 ①無し ②有り ③着しく有り	塗布厚 ①1.5mm ②1.0mm	排水性舗装に施工する場合の補正 ①無し ②有り			

施工区分	入 力 条 件					
	J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13
各種	未供用区間の場合の補正 ①無し ②有り	溶融式塗料規格 ①含有量15~18% ②含有量20~23%	ペイント式塗料規格 ①常温 ②加熱	塗料区分 ①白 ②黄 ③黄 鉛・鉛フリー ④各種	プライマー規格 ①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	費用の内訳 ①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ

- (注) 1. J 2条件で②, ③を選択した場合は, J 4条件で①, ⑤及び⑦から選択すること。
 2. J 2条件で②, ③を選択した場合は, J 6条件, J 7条件, J 9条件及びJ 12条件を選択することは出来ない。
 3. J 2条件で①を選択した場合は, J 10条件を選択することは出来ない。
 4. J 2条件で①を選択し, J 11条件で④を選択した場合は, 塗料単価 (Y-0500000) [円/kg] を単価登録すること。
 5. J 2条件で②, ③を選択し, J 11条件で④を選択した場合は, 塗料単価 (Y-0500001) [円/l] を単価登録すること。
 6. J 3条件でいう, 豪雪補正とは機械損料における豪雪地域補正の有無である。
 7. J 4条件で③を選択した場合の施工量は, 所要材料換算長 (20%割増) が考慮されているため, 塗布面積を15cm換算した延長を入力する。
 8. J 9条件で②を選択した場合は, J 11条件で③を選択することは出来ない。



新規追加

VI-1-①-5

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-①-6

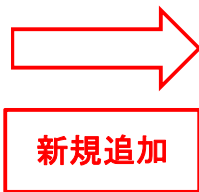


表4.1 規格・仕様区分

規格・仕様	入力番号	
実線	15cm	①
	20cm	②
	30cm	③
	45cm	④
破線	15cm	⑤
	20cm	⑥
	30cm	⑦
	45cm	⑧
ゼブラ	15cm	⑨
	20cm	⑩
	30cm	⑪
	45cm	⑫
矢印・記号・文字	15cm換算	⑬

(2) 区画線消去

施工歩掛コード	WBS21220	施工単位	m			
施工区分	入力条件					
各種	J1	J2	J3	J4	J5	J6
	夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無	消去対象物	時間的制約の有無	費用の内訳
	①無し ②有り	①削取り式 ②ウォータージェット式	①無し ②有り	①溶融式 ②ペイント式	①無し ②有り ③著しく有り	①全ての費用 ②機械費 労務費のみ ③材料費のみ

- (注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。
 2. J2条件で①を選択した場合は、J4条件は選択する必要はない。
 3. J2条件で②を選択した場合は、J3条件及びJ6条件を選択する必要はない。
 4. J3条件でいう、豪雪補正とは機械損料における豪雪地補正の有無である。
 5. ウォータージェット式で施工量が日当たり標準施工量未満の場合は、区画線消去(ウォータージェット式 日当たり標準施工量未満)(WBS21230)により別途計上する。

(3) 区画線消去(ウォータージェット式 日当たり標準施工量未満)

施工歩掛コード	WBS21230	施工単位	式
施工区分	入力条件		
各種	J1	J2	
	夜間作業の有無	消去対象物	
	①無し ②有り	①溶融式 ②ペイント式	

- (注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。
 2. 施工量が日当たり標準施工量以上の場合は、区画線消去(WBS21220)により別途計上する。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-①-7



新規追加

5. 参考資料

表5.1 区画線工で使用する一般的な材料仕様

規格・仕様(同等以上)	種 別	施工方式
JIS K 5665 1種 A	トラフィックペイント常温型	ペイント式水性型
JIS K 5665 1種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2種 A	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型
JIS K 5665 2種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3種	トラフィックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用
区画線用	プライマー	溶融式

表5.2 溶融式(手動)の標準的な材料使用量

(1,000m当たり)

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				15cm換算
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	排水性舗装に施工する場合	kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
軽油		L	44	48	71	80	49	54	80	88	52	57	84	98	110
	排水性舗装に施工する場合	L	46	50	74	84	51	56	84	93	54	60	89	103	116
	未供用区間に施工する場合	L	40	43	65	73	44	49	73	80	47	52	77	89	100
	排水性舗装で未供用区間に施工する場合	L	42	46	68	77	47	52	77	84	50	55	81	94	105

※塗布厚1.5mmの場合の使用量であり、()内は塗布厚1.0mmの場合の使用量である。

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。

※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の5%を計上する。

表5.3 ペイント式(車載式)の標準的な材料使用量

(1,000m当たり)

名称	区 分	単位	実線			破線		
			15cm	15cm	30cm	15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140			
	常温式で施工する場合	L	50	50	100			
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118			
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78			
軽油		L	34	41	51			
	未供用区間に施工する場合	L	27	32	40			

※使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。

※プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

表5.4 区画線消去(削取り式)の燃料使用量

(1,000m当たり)

名称	単位	15cm換算
軽油	L	67
ガソリン	L	37

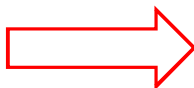
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-②-1



新規追加

② 高視認性区画線工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。
- (2) 設置作業のうち、リブ式(溶融式)及び非リブ式(溶融式)。

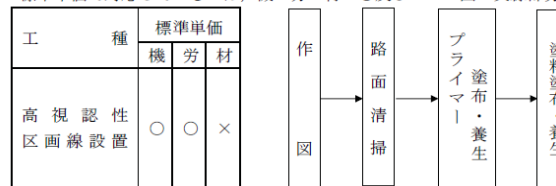
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) リブ式で突起部(リブ)とライン部の施工が別となる場合。
 - 2) 設置作業のうち、2液反応式、貼付式の場合。
 - 3) 排水性舗装上への区画線、道路標示の設置・消去の場合。また、コンクリート舗装上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。
 - 4) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 5) 消去作業のうち、ウォータージェット式の場合。
 - 6) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

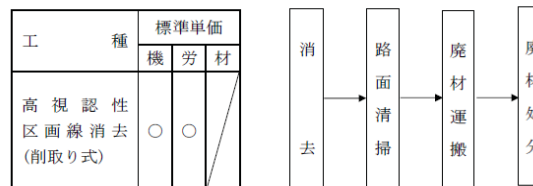
2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
- 3. 消去後のバーナー仕上げ、黒ペイント塗りは含まない。
- 4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様

高視認性区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 高視認性区画線設置(リブ式・溶融式)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		
		供用区間	未供用区間	
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550

(注) 線色は白色又は黄色とする。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-②-2

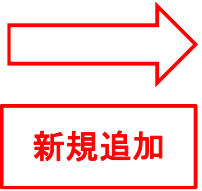


表2.2 高視認性区画線設置(非リブ式・溶融式)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		
		供用区間	未供用区間	
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550
	45cm	m	425	468
ゼブラ	15cm	m	650	715
	20cm	m	550	605
	30cm	m	400	440
	45cm	m	350	385

(注) 線色は白色又は黄色とする。

表2.3 高視認性区画線消去

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
高視認性区画線消去(削取り式)	15cm換算 m	300

(注) 貼付式には適用出来ない。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
補正係数	未供用区間に施工する場合	K_1	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区分	記号	高視認性区画線設置	
		リブ式(溶融式)	非リブ式(溶融式)
補正係数	K_1	0.91	0.91

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2)

(注1) 設計単価=標準単価(機械・労務)×(K_1)

(注2) 材料費=主材料単価×使用数量×(1+材料諸雑費率)

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

リブ式・非リブ式:0.02

<施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合>

1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「積算基準〔1一般土木〕 Ⅵ版 第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。高視認性区画線設置、高視認性区画線消去(削取り式)については、1連の作業として判定する。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-②-3



新規追加

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱い、下表のとおりとする。

表3.1 施工場所区分

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事
	交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

(2) 非リブ式（溶融式）における横断線はゼブラを適用する。

(3) 歩道部に区画線を設置する場合、高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。

(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-②-4



新規追加

4. 施工単価入力基準表

(1) 高視認性区画線設置

施工歩掛コード	WB821310		施工単位	m			
施工区分	入 力 条 件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各 種	夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無	規格・仕様区分	時間的制約の有無	未供用区間の場合の補正	塗料使用量
	①無し ②有り	①リプ式 ②非リプ式	①無し ②有り	(表4.1)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	(kg/1,000m) (実数入力)

施工区分	入 力 条 件						
	J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13	J 14
各 種	ガラスビーズ規格	ガラスビーズ(JIS R 3301 1号)使用量	ガラスビーズ(専用)使用量	プライマー使用量	軽油使用量	ガソリン使用量	費用の内訳
	①JIS R 3301 1号のみ ②専用のみ ③JIS R 3301 1号・専用共	(kg/1,000m) (実数入力)	(kg/1,000m) (実数入力)	(kg/1,000m) (実数入力)	(L/1,000m) (実数入力)	(L/1,000m) (実数入力)	(L/1,000m) (実数入力)

- (注) 1. J 2条件で①を選択した場合は、J 4条件で④～⑧を選択することが出来ない。
 2. J 3条件でいう、豪雪補正とは機械損料における豪雪地域補正の有無である。
 3. 使用製品に応じて塗料・ガラスビーズ・プライマー・軽油・ガソリンの使用量を実数入力すること。
 4. J 8条件で①を選択した場合は、J 10条件を入力することが出来ない。
 5. J 8条件で②を選択した場合は、J 9条件を入力することが出来ない。
 6. 塗料単価 (Y-0500000) [円/kg] を単価登録すること。
 7. J 8条件で②、③を選択した場合は、ガラスビーズ(専用)単価 (Y-0518000) [円/kg] を単価登録すること。
 8. プライマー単価 (Y-0519000) [円/kg] を単価登録すること。

表4.1 規格・仕様区分

規格・仕様		番号
実 線	15cm	①
	20cm	②
	30cm	③
	45cm	④
ゼブラ	15cm	⑤
	20cm	⑥
	30cm	⑦
	45cm	⑧

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 高視認性区画線消去(削取り式)

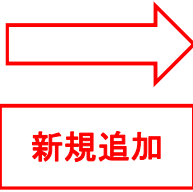
施工歩掛コード	WB821320		施工単位	m
施工区分	入力条件			
各種	J 1	J 2	J 3	J 4
	夜間作業の有無	豪雪補正の有無	時間的制約の有無	費用の内訳
	①無し ②有り	①無し ②有り	①無し ②有り ③著しく有り	①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ

- (注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長で入力する。
 2. 本コードは、排水性舗装、コンクリート舗装の上に施工された区画線には適用出来ない。
 3. 本コードは、貼付式の区画線には適用出来ない。
 4. J 2条件でいう、豪雪補正とは機械損料における豪雪地域補正の有無である。



新規追加

VI-1-②-5



③ 橋梁塗装工

1. 適用範囲

- 1-1 標準単価が適用出来る範囲
- (1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
 - (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。
 - (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。
 - (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。
- 1-2 標準単価を適用出来ない範囲
- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替塗装の場合。
 - 3) 塗膜部位が点在する部分塗替塗装の場合(タッチアップ除く)。
 - 4) 化学反応を利用した素地調整の場合。
 - 5) 道路付属物(標識・防護柵等)への塗装の場合。
 - 6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
 - 7) 工場内における塗装前作業及び塗装作業の場合。
 - 8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 素地調整	○	○	○

- (注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。
 2. プラスト処理による継手部素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用を含まない。回収・積込に要する費用を必要に応じて計上する。
 3. プラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。
 4. 継手部素地調整は、継手部塗装面積を計上する。

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 下塗り	○	○	○

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
 2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
 2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。
 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

工種	標準単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○

(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。

2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工種	標準単価		
	機	労	材
塗替塗装	○	○	○

(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。

2. 素地調整は、塗装面積を計上する。

3. 動力工具及び手工具による素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。

4. プラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。

5. プラスト処理による素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。

6. 密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に要する費用は含まない。

7. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

2-2 標準単価の規格・仕様

表2.1 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装素地調整

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
素地調整	動力工具処理 IS0 St 3	m ²	38
	プラスト処理 IS0 Sa 2 1/2	m ²	42
研削材及びケレンかす回収・積込工		m ²	70

(注) プラスト処理に用いる研削材は珪砂を除く。

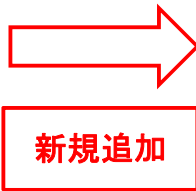
表2.2 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(1)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m ²	325
下塗り塗装	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 注1	m ²	115
	有機ジンクリッチペイント(2層) 注2	m ²	150
	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層) 注1	m ²	143
	変性エポキシ樹脂塗料(2層) 注2	m ²	150
	鉛・クロムフリーさび止めペイント(3層) 注2	m ²	100
	変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m ²	300

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層)、有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)は、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りを必要とする。

2. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。3層は、2層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。

VI-1-③-2



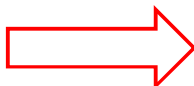
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-③-3



新規追加

3. 上表の標準単価は、規格・仕様欄における必要な塗布回数、層数が考慮された1㎡当たりのものである。
4. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.3 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(2)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量	
	準備・補修	㎡	500	
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300
	ふっ素樹脂塗料用	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300

(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.4 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(3)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量	
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300
	ふっ素樹脂塗料	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300

(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.5 塗替塗装(1)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量	
	清掃・水洗い	㎡	1,050	
素地調整	ケレン	1種ケレン(ブラスト法)	㎡	55
		2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	㎡	58
		3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	㎡	83
		3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	㎡	145
		3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)	㎡	213
		4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	㎡	313
	研削材及びケレンかす回収・積込工	㎡	70	

表2.6 塗替塗装(2)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量	
下塗り塗装	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(1層)	はけ・ローラー	㎡	300
		弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)注3	㎡	150
	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)注3	スプレー	㎡	225
	鉛・クロムフリーさび止めペイント(2層)注3	はけ・ローラー	㎡	150
	有機ジンクリッチペイント(1層)注1	はけ・ローラー-I	㎡	300
	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)注1,2	はけ・ローラー-II	㎡	143
	有機ジンクリッチペイント(1層)	スプレー	㎡	360
	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)注3	はけ・ローラー	㎡	143

(注) 1. 有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラー-Iは、健全なジンクリッチプライマーやジンクリッチペイントを残し、その他の旧塗膜を全面除去した場合であり、有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラー-IIは、

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-③-4



- 旧塗膜を全面除去した場合である。
- 有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーⅡは、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りが必要とする。
 - 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。
 - 上表の標準単価は、規格・仕様欄における必要な塗布回数、層数が考慮された1㎡当たりのものである。

表2.7 塗替塗装(3)

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
中塗り	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
			淡彩	㎡	300
			濃彩	㎡	300
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
			スプレー	㎡	450
			スプレー	㎡	450
装	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用	はけ・ローラー	淡彩	㎡	300
			スプレー	㎡	450
			スプレー	㎡	450

表2.8 塗替塗装(4)

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
上塗り	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
			淡彩	㎡	300
			濃彩	㎡	300
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
			スプレー	㎡	450
			スプレー	㎡	450
装	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	淡彩	㎡	300
			スプレー	㎡	450
			スプレー	㎡	450

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.9 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
箱桁構造の密閉部(内部照明・換気共)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象面積
横断歩道橋・側道橋	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象面積
弦材を有する構造	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象面積
高欄部単独施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	全体面積
新橋継手部現場塗装	桁架設における新橋継手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象面積
床版補強鋼板現場塗装(鋼板圧着工法)	既設橋梁の床版補強工(鋼板圧着工法)において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし、増桁は適用しない。	K ₆	対象面積

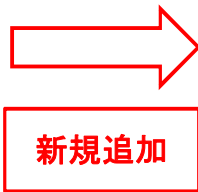
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-③-5



(2) 補正係数の数値

表2.10 補正係数の数値

区分	記号	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装			塗替塗装				
		継手部 素地調整	準備・補修	塗装作業	清掃・ 水洗い	素地調整	研削材及び ケレンかす回 収・積込工	塗装作業	
補 正 係 数	箱桁構造 の密閉部	K ₁	-	-	-	1.42	1.79	1.42	1.42
	横断歩道橋 側道橋	K ₂	-	1.19	1.20	1.20	1.25	-	1.16
	弦材を有する 構造	K ₃	-	1.25	1.28	1.33	1.62	-	1.24
	高欄部 単独施工	K ₄	-	-	-	1.49	2.54	-	1.51
	新橋継手部 現場塗装	K ₅	-	-	1.44	-	-	-	-
	床版補強鋼板 現場塗装	K ₆	-	-	1.33	-	-	-	-

- (注) 1. 新橋継手部現場塗装の補正係数を適用する場合、他の補正は、重複して適用しない。
 2. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部 (K₁) のみを適用し、横断歩道橋・側道橋 (K₂) を重複して適用しない。
 3. 横断歩道橋、側道橋で弦材を有する構造の場合は、弦材を有する構造 (K₃) のみを適用し、横断歩道橋・側道橋 (K₂) を重複して適用しない。
 4. 新橋現場塗装における継手部への中・上塗りは、新橋継手部現場塗装の補正 (K₅) を適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注1) × 設計数量

(注1) 設計単価 = 標準単価 × K_n

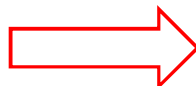
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-③-6



新規追加

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。
- (2) 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。
- (3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。

桁桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。

箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。

弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。

横断歩道橋……各種横断歩道橋。

側道橋……各種側道橋。

- (4) 素地調整(ケレン)工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。

1) さびが発生している場合

素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。
2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。
3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部(さび・われ・ふくれ)は除去する。
3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上
3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上

2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。

素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容
3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。
3種B	同上	15～30	同上
3種C	同上	5～15	同上
4種	同上	5以下	同上
	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。

- (5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はプラスト処理により行う作業をいう。
- (6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。
- (7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、プラスト処理により行う作業は適用外とする。
- (8) ケレン(プラスト処理を含む)及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。
- (9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。
- (10) プラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。
- (11) 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。
- (12) 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り(タッチアップ作業)の有無に関わらず適用できる。
- (13) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (14) 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防錆処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。

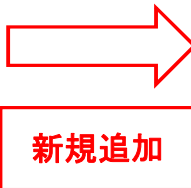
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-③-7



4. 施工単価入力基準表

(1) 継手部素地調整(新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装)

施工歩掛コード	WB821510	施工単位	㎡
施工区分	入力条件		
各種	J 1	J 2	J 3
	素地調整方法	研削材及びケレン かす回収・積込工	時間的制約の有無
	①動力工具処理 ②プラスト処理	①無し ②有り	①無し ②有り ③著しく有り

(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J2条件を入力する必要はない。

2. J 1条件で②を選択した場合は、粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用を別途計上すること。

(2) 継手部下塗り(新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装)

施工歩掛コード	WB821520	施工単位	㎡
施工区分	入力条件		
各種	J 1	J 2	J 3
	塗料区分	時間的制約の有無	夜間作業の有無
	(表 4.1)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り

(注) 本コードは、新橋継手部現場塗装補正係数(K₅)を考慮している。

表4.1 新橋継手部下塗り塗料区分

塗装系	規格・仕様	入力番号
F-11	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層)	①
F-11	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層)	②
F-12		
F-14		
F-13	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)	③
F-14	有機ジンクリッチペイント(2層)	④
F-13	変性エポキシ樹脂塗料(2層)	⑤
F-15	鉛・クロムフリーさび止めペイント(3層)	⑥
F-16	変性エポキシ樹脂塗料(1層)	⑦

(3) 準備・補修(新橋現場塗装)

施工歩掛コード	WB821530	施工単位	㎡
施工区分	入力条件		
各種	J 1	J 2	J 3
	構造物別の補正係数	時間的制約の有無	夜間作業の有無
	①無し ②横断歩道橋・側道橋 ③弦材を有する構造	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り

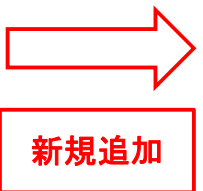
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-③-8



(4) 中塗り・上塗り(新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装)

施工歩掛コード	WB821540	施工単位	㎡				
施工区分	入 力 条 件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
	塗装区分	作業区分	構造物別の 補正係数	時間的制約の有無	夜間作業 の有無	塗装区分	色彩
各 種	①新橋現場塗装 ②新橋継手部 現場塗装	①中塗り ②上塗り	①無し ②横断歩道橋・ 側道橋 ③弦材を有する 構造 ④床版補強鋼板 現場塗装	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	(表 4.2 ～表 4.3)	①赤系 ②淡彩 ③濃彩

(注) J 1条件で②を選択した場合は、新橋継手部現場塗装補正係数(K 5)が考慮されており、J 3条件を入力する必要はない。

表4.2 新橋中塗り塗料区分

塗料系	規 格 ・ 仕 様	入力番号
A-5 F-15	長油性フタル酸樹脂塗料	①
F-11 F-13	ふっ素樹脂塗料用	②

表4.3 新橋上塗り塗料区分

塗料系	規 格 ・ 仕 様	入力番号
A-5 F-15	長油性フタル酸樹脂塗料	①
F-11 F-13	ふっ素樹脂塗料	②

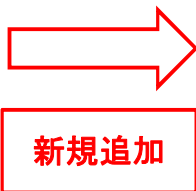
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-③-9



(5) 塗替塗装

施工歩掛コード	WB821550	施工単位	m ²	入 力 条 件						
施工区分	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7			
各 種	作業区分	構造物別の補正係数	時間的制約の有無	夜間作業の有無	素地調整区分または塗料区分	研削材及びケレンかす回収・積込工	色彩			
	①清掃・水洗い	①無し	①無し	①無し	(表4.4 ~表4.7)	①無し	①赤系			
	②素地調整	②箱桁構造の密閉部	②有り	②有り		②有り	②淡彩			
	③下塗り	③横断歩道橋・側道橋	③著しく有り				③濃彩			
	④中塗り	④弦材を有する構造								
	⑤上塗り	⑤高欄部単独施工								

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 5、J 6及びJ 7条件を入力する必要はない。
 2. J 1条件で②、③を選択した場合は、J 7条件を入力する必要はない。
 3. J 1条件で③～⑤を選択した場合は、J 6条件を入力する必要はない。
 4. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合の密閉部(内面部)は、J 2条件で②を選択すること。
 5. J 5条件で表4.4の①を選択した場合は、粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用を別途計上すること。
 6. J 5条件で表4.4の②～⑥、表4.5～4.7を選択した場合は、J 6条件を入力する必要はない。
 7. J 5条件で表4.5の①、④、表4.6及び表4.7の①を選択した場合は、必要な養生費を別途計上すること。
 8. J 2条件で②を選択し、J 5条件で表4.4の①を選択し、J 6条件で②を選択した場合は、表2.10に示す「箱桁構造の密閉部(K)」における研削材及びケレンかす回収・積込工の補正係数を適用して単価を算出している。

表4.4 塗替塗装素地調整区分

塗装系	規格・仕様	入力番号
Rc - I	1種ケレン(プラスト処理)	①
Rc - II	2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	②
Rc - III	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	③
Ra - III	3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	④
Rd - III	3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)	⑤
Rc - IV	4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	⑥

表4.5 塗替塗装下塗り塗料区分

塗装系	規格・仕様	入力番号
Rc - I	有機ジンクリッチペイント(1層)	スプレー ①
Rc - II	有機ジンクリッチペイント(1層)	はけ・ローラーI ②
Rc - II	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)	はけ・ローラーII ③
Rc - I	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)	スプレー ④
Rc - II	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー ⑤
Rc - III		
Rc - IV	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(1層)	はけ・ローラー ⑥
Ra - III	鉛・クロムフリーさび止めペイント(2層)	はけ・ローラー ⑦
Rd - III	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー ⑧

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

表4.6 塗替塗装中塗り塗料区分

塗装系	規格・仕様		入力番号
Rc - I Rzc - I	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用	スプレー	①
Rc - II Rc - III Rc - IV	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用	はけ・ローラー	②
Ra - III	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	③

表4.7 塗替塗装上塗り塗料区分

塗装系	規格・仕様		入力番号
Rc - I Rzc - I	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	スプレー	①
Rc - II Rc - III Rc - IV	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	②
Ra - III	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	③

VI-1-③-10



新規追加

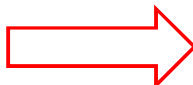
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-③-11



新規追加

(参考)

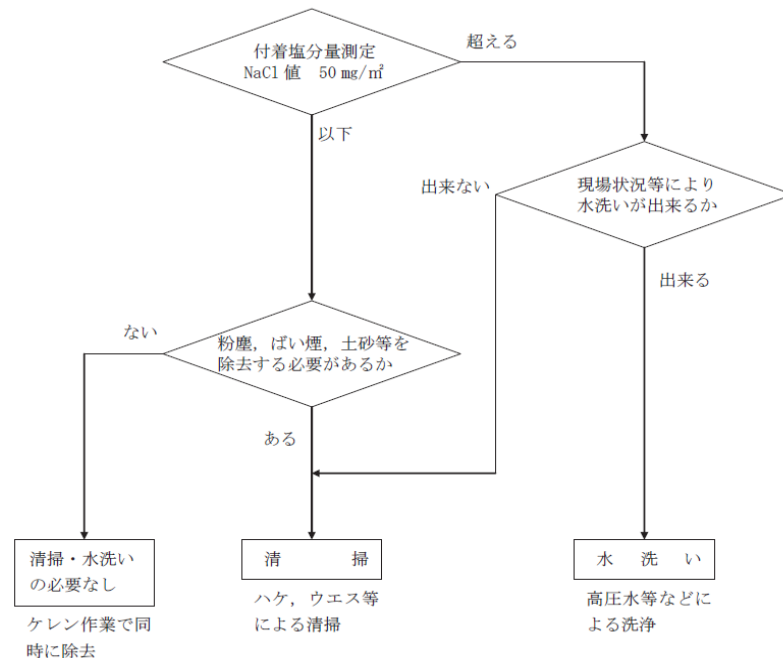
清掃…粉塵、ばい煙などが付着したり土砂が堆積しているなど、ケレン作業に支障をきたしたり、塗装面に影響があると判断される場合は、粉塵、ばい煙、土砂などを除去する必要がある。

また、現場状況により水洗いによる塩分除去が出来ない場合はウエス等で除去する必要がある。

水洗い…飛来塩分の影響を強く受ける海岸に架設された部材は、現場塗装開始前に付着塩分量を測定し、付着塩分量が多い場合は塩分を除去する必要がある。

また、海岸からの距離が遠い場合でも、海塩粒子の飛来、農薬散布、凍結防止剤の散布などにより塩分が付着していることがあるので、塗膜の劣化状態から塩分付着の疑いがある場合は、付着塩分量を測定し判断する。

清掃フロー図





新規追加

④ 構造物とりこわし工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。
- (3) 施工基面(機械設置基面)より上下5m以内のとりこわし作業。

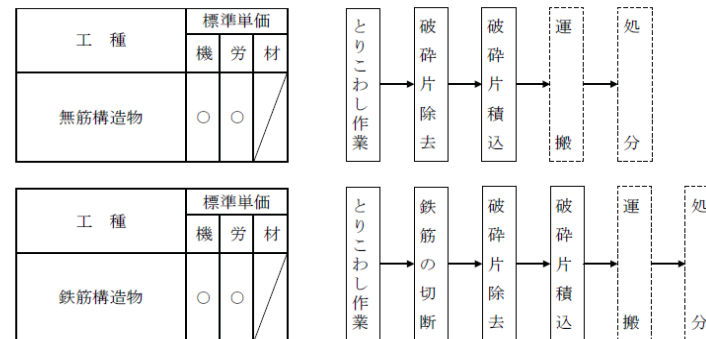
1-2 標準単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
 - 2) 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」。
 - 3) 「構造物とりこわし工」に伴う「石積取壊し(人力)」及び「コンクリートはつり(平均はつり厚6cm以下)」。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 施工基面(機械設置基面)より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。
 - 2) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。
 - 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) その他、規格・仕様が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(注) 1. チゼルの損耗費等を含む。
 2. 上記フロー図の破線表示(運搬, 処分)の作業は、施工単価入力基準表(WB824020)を使用した場合は考慮されるため別途計上する必要はない。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

2-2 標準単価の規格・仕様・工法選定

構造物とこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当り標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	工 法 選 定	日当たり標準施工量
無筋構造物	機械施工	m ³		19 m ³ /日
	人力施工	m ³	重機の使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合。	5.5 m ³ /日
鉄筋構造物	機械施工	m ³		11 m ³ /日
	人力施工	m ³	重機の使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合。	4 m ³ /日

- (注) 1. 機械施工については、施工基面(機械設置基面)より上下5m以内の作業に適用する。
 2. 機械施工のための、施工基面(機械設置基面)造成(作業構台、盛土、掘削等)作業費用は含まない。
 3. 鉄筋を有する構造物は、鉄筋構造物を適用する。
 4. PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。

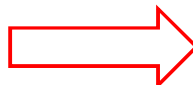
2-3 補正係数

構造物とこわし工の補正係数の設定は、下記のとおりである。

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

	規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記 号	備 考
補正係数	低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する	K ₁	対象数量



新規追加

VI-1-④-2

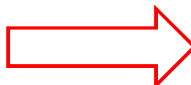
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-④-3



新規追加

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区分	記号	無筋構造物		鉄筋構造物	
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工
補正係数 低騒音・低振動対策	K ₁	1.30	—	1.14	—

(注) 補正係数「低騒音・低振動対策(K₁)」は、低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量

(注1) 設計単価=標準単価×K₁

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 共通事項

- 1) コンクリート殻は、径30cm程度に破砕するものとする。ただし、破砕したコンクリート殻を新たに径30cm程度より小さく破砕する場合の費用は、含まない。
- (2) 随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (3) PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
- (4) 構造物とりこわしの施工量については、構造物のとりこわし前の体積とする。

4. 内訳表

(1) 構造物とりこわし・運搬・処分(複合)1式当り内訳表

施工歩掛コード WB824020

名称	規格	単位	数量	摘要
構造物とりこわし		m ³		標準単価
殻運搬		〃		CB227010
処分費		〃		

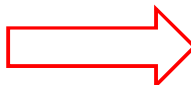
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-④-4



新規追加

5. 施工単価入力基準表

(1) 構造物とりこわし

施工歩掛コード	WB824010	施工単位	m ³				
施工区分	入力条件						
	J1	J2	J3	J4	J5		
	構造物区分	工法区分	時間的制約の有	夜間作業の有	低騒音・低振動対策の有		
各種	①無筋構造物 ②鉄筋構造物	①機械施工 ②人力施工	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①必要 ②不要		

- (注) 1. PC・RC橋上部及び鋼橋床版をとりこわす場合は、J1条件で②を選択すること。但し、ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修工に伴うとりこわし工については標準単価が適用できない為、別途計上する。
 2. J2条件で②を選択した場合は、J5条件は入力する必要はない。
 3. 施工数量は、構造物のとりこわし前の体積とする。

(2) 搬運・処分費

とりこわし後の搬運は、構造物のとりこわし前の体積を施工数量とし、「積算基準〔1一般土木〕全国版その1第II編第2章④搬運」にて計上するものとする。又、処分費が必要な場合は、別途計上すること。

(3) 運搬・処分(複合)

とりこわし後の搬運の作業日当り標準作業量については、「積算基準〔1一般土木〕県版第I編第14章④作業日当り標準施工量」によるものとする。

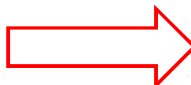
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-④-5



新規追加

(4) 構造物ととりこわし・運搬・処分(複合)

施工歩掛コード	WB824020	施工単位	m ³						
施工区分	入 力 条 件								
各 種	J1	J2	J3	J4	J5	J6			
	構造物区分	工法及び運搬区分	時間的制約の有無	夜間作業の有無	低騒音・低振動対策	DID区間の有無			
	①無筋構造物 ②鉄筋構造物	(表5.1)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①必要 ②不要	①無し ②有り			

J7
運搬距離
(表5.2) 又は (表5.3)

- (注) 1. PC・RC橋上部、鋼橋床版をとりこわす場合は、J1条件で②を選択すること。但し、ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修に伴うとりこわし工については標準単価が適用できない為、「積算基準〔1一般土木〕全国版その1第II編第2章⑨旧橋撤去工」または「積算基準〔1一般土木〕全国版その2第IV編第3章②-1橋梁地覆補修工」により別途計上する。
2. J2条件で②を選択した場合は、J5条件は入力する必要はない。
3. 施工数量は、構造物のとりこわし前の体積とする。
4. J2条件で①を選択した場合は、J7条件は表5.2を適用し、J2条件で②を選択した場合は、J7条件は表5.3を適用すること。
5. 処分費(Y-7600000) [円/ m³] を単価登録すること。

表5.1 工法及び運搬区分

区 分	番 号
機械施工+ダンプトラック 10t 積級	①
人力施工+ダンプトラック 2t 積級	②

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

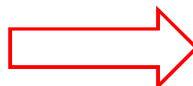
改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

表5.2 運搬距離

般発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とこわし				
積込工法区分	機械積込				
D I D区間：無し					
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下
入力番号	①	②	③	④	⑤
運搬距離 (km)	3.0 以下	4.0 以下	5.5 以下	6.5 以下	7.5 以下
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運搬距離 (km)	9.5 以下	11.5 以下	15.5 以下	22.5 以下	49.5 以下
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
運搬距離 (km)	60.0 以下				
入力番号	⑯				
D I D区間：有り					
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下
入力番号	①	②	③	④	⑤
運搬距離 (km)	3.0 以下	3.5 以下	5.0 以下	6.0 以下	7.0 以下
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運搬距離 (km)	8.5 以下	11.0 以下	14.0 以下	19.5 以下	31.5 以下
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
運搬距離 (km)	60.0 以下				
入力番号	⑯				

(注) 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。



新規追加

VI-1-④-6

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

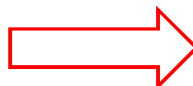
改定後(平成30年7月30日以降適用)

表5.3 運搬距離

殻発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし, 舗装版破砕				
積込工法区分	人力積込				
D I D区間: 無し					
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下
入力番号	①	②	③	④	⑤
運搬距離 (km)	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運搬距離 (km)	11.0 以下	16.0 以下	27.5 以下	60.0 以下	
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	
D I D区間: 有り					
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下
入力番号	①	②	③	④	⑤
運搬距離 (km)	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	8.0 以下
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運搬距離 (km)	10.5 以下	14.5 以下	23.0 以下	60.0 以下	
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	

(注) 運搬距離は片道であり, 往路と復路が異なるときは, 平均値とする。

VI-1-④-7



新規追加

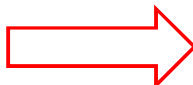
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-⑤-1



新規追加

⑤ コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状寸法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合に適用する。
ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。

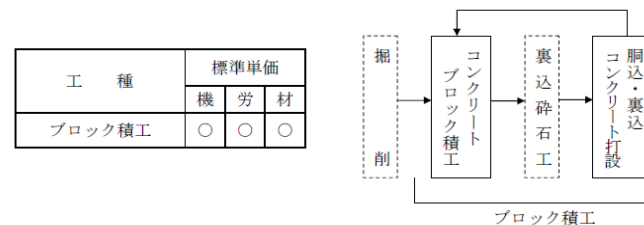
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。
 - 2) 作業半径が8.5mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合。
 - 3) 勾配が1割以上(1:1.0以上)の法面に施工する場合。
 - 4) JIS以外の積ブロックを使用する場合。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。
 3. 標準単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工単価入力基準表(WB825010)で考慮されているため別途計上する必要はない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 標準単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、調整コンクリート等	m ²	1.1

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-⑤-2



新規追加

- 2-3 補正係数
(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

- (2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区分	記号	ブロック積工
補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.95
空積の場合	K ₂	0.91

- 2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2)

(注1) 設計単価=標準単価×(K₁ or K₂)

(注2) 胴込・裏込コンクリートを施工する場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。

材料費=コンクリート(胴込・裏込)材料単価×設計数量×1.12(ロス分)

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 布積、谷積を問わず適用出来る。
- (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。
- (3) 標準単価は、JISタイプの滑面ブロックを標準とする。
JISタイプの粗面・化粧ブロックを使用する場合は、次式により滑面ブロックとの材料単価差を加算する。
ただし、補正係数を適用させる場合は、標準単価を補正した後、材料単価差を加算するものとする。
式：標準単価 [ブロック積工：円/㎡] × 補正係数
+ 材料単価差 (粗面・化粧ブロック [円/㎡] - 滑面ブロック [円/㎡])
なお、ブロックの㎡当り単価の算出は次式による。
式：ブロック単価 [円/㎡] = 材料単価 [円/個] × ㎡当り使用量 [円/㎡]
- (4) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工(材料費含む)の有無に関わらず適用出来る。
- (5) 遅水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「積算基準〔1一般土木〕全国版その1第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。
- (6) 小口止コンクリートは、「積算基準〔1一般土木〕全国版その1第II編第4章コンクリート工」により別途計上する。
- (7) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「積算基準〔1一般土木〕全国版その1第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工」により別途計上する。
- (8) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「積算基準〔1一般土木〕全国版その1第II編第2章②基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工」、裏込砕石は「積算基準〔1一般土木〕全国版その1第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-⑤-3

4. 施工単価入力基準表

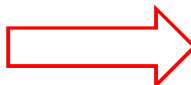
(1) コンクリートブロック積工

施工歩掛コード	WB825010	施工単位	m ³					
施工区分	入 力 条 件							
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	J 8
	表面の仕様	使用個数	時間的制約の有無	夜間作業の有無	練積・空積の区分	裏込コンクリートの施工の有無	胴込・裏込コンクリートの使用量	生コンクリートの規格
	①滑面 ②粗面 ③化粧	(個/m ²) (実数入力)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①練積 ②空積	①有 ②無	(m ³ /m ²) (実数入力)	(表4.1)

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合、J 2条件を入力する必要はない。②又は③を選択した場合、コンクリート積ブロック単価 (Y-0364000) [円/個] を単価登録すること。
 2. J 5条件で②を選択した場合、ブロック積の高さが3m以下でなければならない。
 3. J 5条件で②を選択した場合、J 6～J 8条件を入力する必要はない。
 4. 本コードは、胴込・裏込コンクリートの材料ロスを含んでいるため、J 7条件の使用量は、ロス率を含まない数量を入力すること。
 5. 胴込・裏込コンクリートm²当り使用量は、胴込・裏込コンクリートの設計数量を入力する。
 6. 胴込・裏込コンクリートは、一般養生の施工の有無に関わらず適用出来る。
 7. J 8条件で⑤を選択した場合は、生コンクリート単価 (Y-0210000) [円/m³] を単価登録すること。

表4.1 生コンクリート規格

規 格	番 号
18-8-25(20)(普通)	①
18-8-40(〃)	②
18-8-25(20)(高炉)	③
18-8-40(〃)	④
各種	⑤



新規追加

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

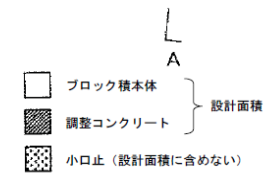
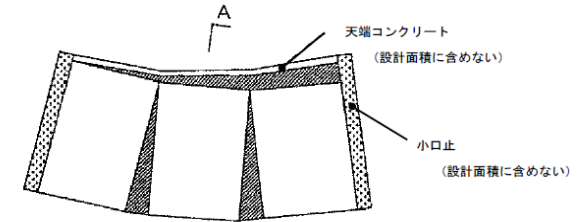
頁

改定前

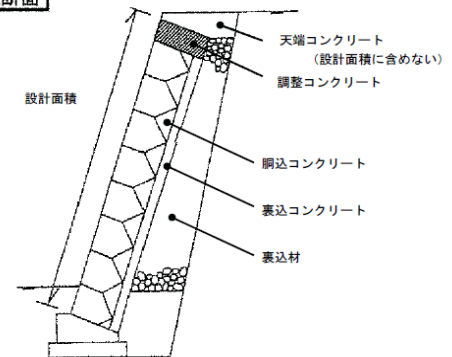
改定後(平成30年7月30日以降適用)

5. 参考資料 参考図(コンクリートブロック積工(調整コンクリート・小口止))

正面図



A-A断面

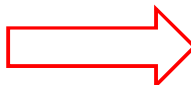


VI-1-⑤-4



新規追加

VI-1-⑥-1



新規追加

⑥ 排水構造物工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 排水構造物工のうちプレキャスト製品によるU型(落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む)側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。

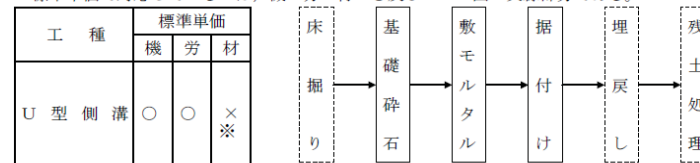
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。
 - 2) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

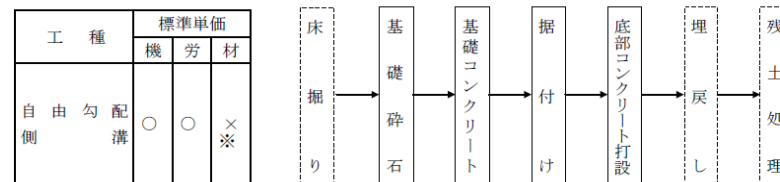
2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。
- 2. 敷モルタルの材料費(材料ロス含む)は含む。
- 3. 据付けに必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、U型側溝溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
- 4. 基面整正は含まない。
- 5. ※については、施工単価入力基準表(WB821410)で考慮されているため別途計上する必要はない。



- (注) 1. 側溝本体、基礎砕石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。
- 2. 据付けに必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、自由勾配側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
- 3. 基面整正は含まない。
- 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。
なお、必要な場合は別途計上する。
- 5. ※については、施工単価入力基準表(WB821420)で考慮されているため別途計上する必要はない。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-⑥-2



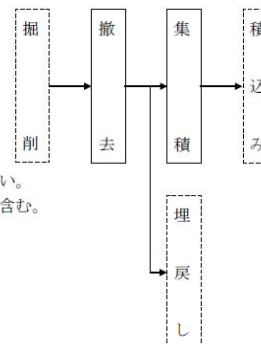
新規追加

工種	標準単価		
	機	労	材
蓋版	○	○	× ※

据
付
け

- (注) 1. 蓋版本体の材料費は含まない。
 2. 鋼製蓋版の場合は、受枠の設置を含む。
 3. 現場内小運搬等の費用を含む。
 4. ※については、施工単価入力基準表(WBS21430)で考慮されているため別途計上する必要はない。

工種	標準単価		
	機	労	材
再利用撤	○	○	-



- (注) 1. 基礎部分の撤去は含まない。
 2. 現場内小運搬等の費用を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様

排水構造物工の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様

区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位	日 当 た り 標 準 施 工 量
排水構造物工	U型側溝	L=600mm	60kg/個以下	m	28
			60を超え300kg/個以下		26
		L=2,000mm	1,000kg/個以下	m	43
			1,000を超え2,000kg/個以下		29
	自由勾配側溝	L=2,000mm	2,000を超え2,900kg/個以下	m	23
			1,000kg/個以下		27
			1,000を超え2,000kg/個以下		22
蓋版	コンクリート・鋼製	40kg/枚以下	枚	200	
		40を超え170kg/枚以下		120	

(注) 鋼製蓋版については、受枠の質量を含めた1枚当り質量とする。

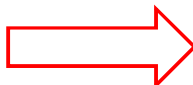
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-⑥-3



新規追加

2-3 補正係数
(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
L=1,000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
法面小段面	法面小段面部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
法面縦排水	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
基礎碎石を施工しない場合	基礎碎石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量
再利用撤去	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

補正係数	区分	記号	U型側溝	自由勾配側溝	蓋版
	L=1,000mmを使用する場合	K ₁	1.17	—	—
法面小段面	K ₂	1.21	—	1.00	
法面縦排水	K ₃	1.38	—	—	
基礎碎石を施工しない場合	K ₄	0.87	0.87	—	
再利用撤去	K ₅	0.51	—	0.62	

(注)1. L=1,000mmを使用する場合の補正係数(K₁)が補正の対象としているのはU型L=2,000mmであり、個当り質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

2-4 直接工事費の算出

[設置]

直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 材料費(注2又は注3)

(注1) 設計単価 = 標準単価 × (K₁ × K₂ × …… × K₅)

(注2) 材料費 = 側溝材料単価 × 設計数量 + 基礎碎石材料単価 × 設計数量 × 1.20 (ロス分)
+ コンクリート材料単価 × 設計数量 × 1.06 (ロス分)

(注3) 材料費 = 蓋版材料単価 × 設計数量

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 標準単価には、側溝本体、蓋版、基礎碎石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。
- (2) 側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法(機械・人力)は問わない。
- (3) 移設時の設置工事にも適用出来る。
- (4) 敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。
- (5) 鋼製蓋版は受枠の有無にかかわらず適用出来る。
- (6) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

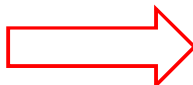
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-⑥-4



新規追加

4. 施工単価入力基準表

(1) U型側溝

施工歩掛コード	WB821410	施工単位	m	入 力 条 件				
施工区分	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5			
各種	作業区分	L=1,000mm の使用の有無	夜間作業 の有無	U型側溝 の種類	規格・仕様 区 分			
	①据付け ②再利用撤去 ③再利用撤去 ・据付け	①無し ②有り	①無し ②有り	(表4.3)	(表4.1)			

J 6	J 7	J 8	J 9	J 10
時間的制約 の有無	施工箇所 における 補正	基礎碎石 施工の有無	基礎碎石 の種類	基礎碎石 10m当り 設計数量
①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②小段面部 ③縦排水部	①有り ②無し	(表4.2)	(m3/10m) (実数入力)

- (注) 1. J 1条件において②及び③を選択した場合、U型側溝の単価登録をする必要はない。
 2. J 1条件において②を選択した場合、J 8条件、J 9条件及びJ 10条件は選択する必要はない。
 3. J 2条件において②を選択した場合、個当り質量を2mに換算し、表4.1の③～⑤に適合する規格・仕様を選択するため、J 4条件は⑤を選択し、J 5条件は③～⑤を選択すること。
 4. J 4条件において⑤を選択した場合、側溝単価(Y-0300000)[円/個]を単価登録すること。
 5. J 4条件において⑥を選択した場合のみ、J 5条件を選択すること。
 6. J 8条件において①を選択した場合のみ、J 9及びJ 10条件を選択すること。
 7. J 9条件において⑥を選択した場合、碎石単価(Y-0241000)[円/㎡]を単価登録すること。
 8. 基礎碎石の材料使用量の補正を含む。
 9. U型側溝材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。

表4.1 規格・仕様

規 格	質 量	入力番号
L=600mm	60kg/個以下	①
	60を超え300kg/個以下	②
L=2,000mm	1,000kg/個以下	③
	1,000を超え2,000kg/個以下	④
	2,000を超え2,900kg/個以下	⑤

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

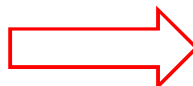
改定後(平成30年7月30日以降適用)

表4.2 基礎碎石の種類

種	類	入力番号
クラッシュラン	40~0	①
〃	30~0	②
〃	20~0	③
再生クラッシュラン	80~0	④
〃	40~0	⑤
Y-0241000(各種)		⑥

表4.3 U型側溝の種類

種	類	入力番号
鉄筋コンクリートU型 JIS A 5372	240 240×240× 600	①
	300 A 300×240× 600	②
	300 B 300×300× 600	③
	300 C 300×360× 600	④
	360 A 360×300× 600	⑤
	360 B 360×360× 600	⑥
	450 450×450× 600	⑦
道路用鉄筋コンクリート側溝 1種 JIS A 5372	600 600×600× 600	⑧
	250 250×250×2000	⑨
	300 A 300×300×2000	⑩
	300 B 300×400×2000	⑪
	300 C 300×500×2000	⑫
	400 A 400×400×2000	⑬
道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372	400 B 400×500×2000	⑭
	500 A 500×500×2000	⑮
	500 B 500×600×2000	⑯
	250 250×250×2000	⑰
	300 A 300×300×2000	⑱
	300 B 300×400×2000	⑲
	300 C 300×500×2000	⑳
Y-0300000(各種)	400 A 400×400×2000	㉑
	400 B 400×500×2000	㉒
	500 A 500×500×2000	㉓
	500 B 500×600×2000	㉔
		㉕



新規追加

VI-1-⑥-5

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-⑥-6



新規追加

(2) 自由勾配側溝

施工歩掛コード	WB821420	施工単位	m			
施工区分	入力条件					
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	
各種	夜間作業の有無	規格・仕様区分	時間的制約の有無	基礎コンクリートの種類	基礎コンクリート10m当り設計数量	
	①無し ②有り	(表 4.4)	①無し ②有り ③著しく有り	(表 4.5)	(m3/10m) (実数入力)	

J 6	J 7	J 8	J 9	J 10
基礎砕石施工の有無	基礎砕石の種類	基礎砕石10m当り設計数量	底部コンクリートの種類	底部コンクリート10m当り設計数量
①有り ②無し	(表 4.2)	(m3/10m) (実数入力)	(表 4.5)	(m3/10m) (実数入力)

- (注) 1. 側溝単価 (Y-0300000) [円/個] を単価登録すること。
 2. J 1 条件において②を選択した場合、基礎コンクリート及び底部コンクリートの生コンクリート夜間割増額 (Y-0213000) [円/㎡] をそれぞれ単価登録すること。
 3. J 4 条件において③を選択した場合、生コンクリート単価 (Y-0210000) [円/㎡] を単価登録すること。
 4. J 6 条件において①を選択した場合のみ、J 7 条件及びJ 8 条件を入力すること。
 5. J 7 条件において⑥を選択した場合、砕石単価 (Y-0241000) [円/㎡] を単価登録すること。
 6. J 9 条件において③を選択した場合、生コンクリート単価 (Y-0210000) [円/㎡] を単価登録すること。
 7. 基礎コンクリート、基礎砕石及び底部コンクリートの材料使用量の補正を含む。
 8. 自由勾配側溝材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。

表4.4 規格・仕様

規格	質量	入力番号
L=2,000mm	1,000kg/個以下	①
	1,000を超え2,000kg/個以下	②
	2,000を超え2,900kg/個以下	③

表4.5 基礎及び底部コンクリートの種類

種類	入力番号
18-8-40 (普通)	①
〃 (高炉)	②
Y-0210000 (各種)	③

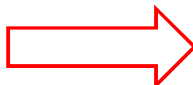
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

VI-1-⑥-7



新規追加

(3) 蓋版

施工歩掛コード	WB821430	施工単位	枚	入力条件		
施工区分	J1	J2	J3	J4	J5	J6
各種	作業区分 ①据付け ②再利用撤去 ③再利用撤去・据付け	夜間作業の有無 ①無し ②有り	蓋版の種類 (表4.6)	規格・仕様区分 (表4.7)	時間的制約の有無 ①無し ②有り ③著しく有り	施工箇所における補正 ①無し ②小段面部

- (注) 1. J1条件において②及び③を選択した場合、蓋版の単価登録をする必要はない。
 2. J3条件において⑨を選択した場合、側溝蓋単価(Y-0301000)[円/枚]を単価登録すること。
 3. J3条件において⑩を選択した場合のみ、J4条件を選択すること。
 4. 蓋版材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。

表4.6 蓋版の種類

種類	入力番号	種類	入力番号
鉄筋コンクリートU型 1種 JIS A 5372	① ② ③ ④ ⑤	道路用鉄筋コンクリート側溝 1種 JIS A 5372	⑪ ⑫ ⑬ ⑭
鉄筋コンクリートU型 2種 JIS A 5372	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 Y-0301000(各種)	⑮ ⑯ ⑰ ⑱

表4.7 規格・仕様

規格	質量	入力番号
コンクリート	40kg/枚以下	①
鋼製	40を超え170kg/枚以下	②

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
	第2章 市場単価	第2章 市場単価
	<p>① 鉄筋工…………… VI-2-①-1</p> <p>①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)…………… VI-2-①-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-①-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-①-2</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-①-5</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-①-8</p> <p>①-2 鉄筋工(ガス圧接工)…………… VI-2-①-10</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-①-10</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-①-10</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-①-11</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-①-12</p> <p>② 区画線工…………… VI-2-②-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-②-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-②-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-②-4</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-②-5</p> <p>③ 高視認性区画線工…………… VI-2-③-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-③-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-③-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-③-4</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-③-5</p> <p>④ インターロッキングブロック工…………… VI-2-④-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-④-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-④-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-④-3</p> <p>4 参考資料(代表的な標準品の形状図例)…………… VI-2-④-5</p> <p>5 施工単価入力基準表…………… VI-2-④-8</p> <p>⑤ 防護柵設置工…………… VI-2-⑤-1</p> <p>⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)…………… VI-2-⑤-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-7</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-8</p> <p>⑤-2 防護柵設置工(ガードパイプ)…………… VI-2-⑤-16</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-16</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-16</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-20</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-21</p> <p>⑤-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)…………… VI-2-⑤-24</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-24</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-24</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-28</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-29</p> <p>5 参考資料…………… VI-2-⑤-31</p> <p>⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)…………… VI-2-⑤-32</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-32</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-32</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-35</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-38</p> <p>⑤-5 防護柵設置工(落石防止網)…………… VI-2-⑤-41</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-41</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-41</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-44</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-46</p> <p>⑥ 法面工…………… VI-2-⑥-1</p> <p>⑥-1 法面工…………… VI-2-⑥-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑥-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑥-2</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑥-7</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑥-9</p> <p>5 参考資料…………… VI-2-⑥-11</p> <p>⑥-2 吹付砕工…………… VI-2-⑥-13</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑥-13</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑥-13</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑥-15</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑥-17</p> <p>⑦ 道路植栽工…………… VI-2-⑦-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑦-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑦-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑦-10</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑦-12</p> <p>⑧ 橋梁塗装工…………… VI-2-⑧-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑧-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑧-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑧-6</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑧-7</p>	<p>① 鉄筋工…………… VI-2-①-1</p> <p>①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)…………… VI-2-①-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-①-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-①-2</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-①-5</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-①-8</p> <p>①-2 鉄筋工(ガス圧接工)…………… VI-2-①-10</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-①-10</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-①-10</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-①-11</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-①-12</p> <p>② 区画線工…………… VI-2-②-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-②-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-②-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-②-4</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-②-5</p> <p>③ 高視認性区画線工…………… VI-2-③-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-③-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-③-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-③-4</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-③-5</p> <p>④ インターロッキングブロック工…………… VI-2-④-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-④-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-④-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-④-3</p> <p>4 参考資料(代表的な標準品の形状図例)…………… VI-2-④-5</p> <p>5 施工単価入力基準表…………… VI-2-④-8</p> <p>⑤ 防護柵設置工…………… VI-2-⑤-1</p> <p>⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)…………… VI-2-⑤-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-7</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-8</p> <p>⑤-2 防護柵設置工(ガードパイプ)…………… VI-2-⑤-16</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-16</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-16</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-20</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-21</p> <p>⑤-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)…………… VI-2-⑤-24</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-24</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-24</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-28</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-29</p> <p>5 参考資料…………… VI-2-⑤-31</p> <p>⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)…………… VI-2-⑤-32</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-32</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-32</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-35</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-38</p> <p>⑤-5 防護柵設置工(落石防止網)…………… VI-2-⑤-41</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑤-41</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-41</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑤-44</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑤-46</p> <p>⑥ 法面工…………… VI-2-⑥-1</p> <p>⑥-1 法面工…………… VI-2-⑥-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑥-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑥-2</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑥-7</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑥-9</p> <p>5 参考資料…………… VI-2-⑥-11</p> <p>⑥-2 吹付砕工…………… VI-2-⑥-13</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑥-13</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑥-13</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑥-15</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑥-17</p> <p>⑦ 道路植栽工…………… VI-2-⑦-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑦-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑦-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑦-10</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑦-12</p> <p>⑧ 橋梁塗装工…………… VI-2-⑧-1</p> <p>1 適用範囲…………… VI-2-⑧-1</p> <p>2 市場単価の設定…………… VI-2-⑧-1</p> <p>3 適用にあたっての留意事項…………… VI-2-⑧-6</p> <p>4 施工単価入力基準表…………… VI-2-⑧-7</p>
第2章 市場単価 目次 (P877)	<p>削除(前回修正漏れ) (標準単価へ移行済み)</p>	<p>(標準単価へ移行)</p>

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
第2章 市場単価 目次 (P878)	⑨ 橋梁付属物工..... VI-2-⑨-1	⑨ 橋梁付属物工..... VI-2-⑨-1
	⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工..... VI-2-⑨-1	⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工..... VI-2-⑨-1
	1 適用範囲..... VI-2-⑨-1	1 適用範囲..... VI-2-⑨-1
	2 市場単価の設定..... VI-2-⑨-2	2 市場単価の設定..... VI-2-⑨-2
	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑨-4	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑨-4
	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑨-4	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑨-4
	⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工..... VI-2-⑨-11	⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工..... VI-2-⑨-11
	1 適用範囲..... VI-2-⑨-11	1 適用範囲..... VI-2-⑨-11
	2 市場単価の設定..... VI-2-⑨-11	2 市場単価の設定..... VI-2-⑨-11
	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑨-15	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑨-15
	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑨-16	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑨-16
	⑩ 構造物とりこわし工..... VI-2-⑩-1	⑩ 構造物とりこわし工..... VI-2-⑩-1
	1 適用範囲..... VI-2-⑩-1	1 適用範囲..... VI-2-⑩-1
	2 市場単価の設定..... VI-2-⑩-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑩-1
	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑩-3	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑩-3
	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑩-4	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑩-4
	5 単価表..... VI-2-⑩-8	5 単価表..... VI-2-⑩-8
	⑪ 薄層カラー舗装工..... VI-2-⑪-1	⑪ 薄層カラー舗装工..... VI-2-⑪-1
	1 適用範囲..... VI-2-⑪-1	1 適用範囲..... VI-2-⑪-1
	2 市場単価の設定..... VI-2-⑪-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑪-1
	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑪-3	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑪-3
	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑪-5	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑪-5
	⑫ 道路標識設置工..... VI-2-⑫-1	⑫ 道路標識設置工..... VI-2-⑫-1
	1 適用範囲..... VI-2-⑫-1	1 適用範囲..... VI-2-⑫-1
	2 市場単価の設定..... VI-2-⑫-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑫-1
	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑫-7	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑫-7
	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑫-8	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑫-8
	5 参考資料..... VI-2-⑫-15	5 参考資料..... VI-2-⑫-15
	⑬ 道路付属物設置工..... VI-2-⑬-1	⑬ 道路付属物設置工..... VI-2-⑬-1
	1 適用範囲..... VI-2-⑬-1	1 適用範囲..... VI-2-⑬-1
2 市場単価の設定..... VI-2-⑬-2	2 市場単価の設定..... VI-2-⑬-2	
3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑬-7	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑬-7	
4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑬-8	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑬-8	
⑭ 公園植栽工..... VI-2-⑭-1	⑭ 公園植栽工..... VI-2-⑭-1	
1 適用範囲..... VI-2-⑭-1	1 適用範囲..... VI-2-⑭-1	
2 市場単価の設定..... VI-2-⑭-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑭-1	
3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑭-3	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑭-3	
4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑭-4	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑭-4	
⑮ 軟弱地盤処理工..... VI-2-⑮-1	⑮ 軟弱地盤処理工..... VI-2-⑮-1	
1 適用範囲..... VI-2-⑮-1	1 適用範囲..... VI-2-⑮-1	
2 市場単価の設定..... VI-2-⑮-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑮-1	
3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑮-3	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑮-3	
4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑮-4	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑮-4	
5 参考資料..... VI-2-⑮-5	5 参考資料..... VI-2-⑮-5	
⑯ コンクリートブロック積工..... VI-2-⑯-1	⑯ コンクリートブロック積工..... VI-2-⑯-1	
1 適用範囲..... VI-2-⑯-1	1 適用範囲..... VI-2-⑯-1	
2 市場単価の設定..... VI-2-⑯-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑯-1	
3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑯-3	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑯-3	
4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑯-4	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑯-4	
5 参考資料 参考図(コンクリートブロック積工(調整コンクリート・小口止))..... VI-2-⑯-5	5 参考資料 参考図(コンクリートブロック積工(調整コンクリート・小口止))..... VI-2-⑯-5	
⑰ 排水構造物工..... VI-2-⑰-1	⑰ 排水構造物工..... VI-2-⑰-1	
1 適用範囲..... VI-2-⑰-1	1 適用範囲..... VI-2-⑰-1	
2 市場単価の設定..... VI-2-⑰-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑰-1	
3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑰-3	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑰-3	
4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑰-4	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑰-4	
⑱ 橋面防水工..... VI-2-⑱-1	⑱ 橋面防水工..... VI-2-⑱-1	
1 適用範囲..... VI-2-⑱-1	1 適用範囲..... VI-2-⑱-1	
2 市場単価の設定..... VI-2-⑱-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑱-1	
3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑱-3	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑱-3	
4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑱-5	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑱-5	
⑲ グルーピング工..... VI-2-⑲-1	⑲ グルーピング工..... VI-2-⑲-1	
1 適用範囲..... VI-2-⑲-1	1 適用範囲..... VI-2-⑲-1	
2 市場単価の設定..... VI-2-⑲-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑲-1	
3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑲-2	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑲-2	
4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑲-3	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑲-3	
⑳ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)..... VI-2-⑳-1	⑳ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)..... VI-2-⑳-1	
1 適用範囲..... VI-2-⑳-1	1 適用範囲..... VI-2-⑳-1	
2 市場単価の設定..... VI-2-⑳-1	2 市場単価の設定..... VI-2-⑳-1	
3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑳-4	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-⑳-4	
4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑳-6	4 施工単価入力基準表..... VI-2-⑳-6	
㉑ コンクリート表面処理工(ウオータージェット工)..... VI-2-㉑-1	㉑ コンクリート表面処理工(ウオータージェット工)..... VI-2-㉑-1	
1 適用範囲..... VI-2-㉑-1	1 適用範囲..... VI-2-㉑-1	
2 市場単価の設定..... VI-2-㉑-1	2 市場単価の設定..... VI-2-㉑-1	
3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-㉑-2	3 適用にあたっての留意事項..... VI-2-㉑-2	
4 施工単価入力基準表..... VI-2-㉑-3	4 施工単価入力基準表..... VI-2-㉑-3	

(標準単価へ移行)

削除(前回修正漏れ)
(標準単価へ移行済み)

⑧ 橋梁塗装工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁塗装工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
- (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。
- (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。
- (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。

1-2 市場単価を適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替え塗装の場合。
 - 3) 塗装部位が点在する部分塗替え塗装の場合(タッチアップ除く)。
 - 4) 化学反応を利用した素地調整の場合。
 - 5) 道路付風物(標識・防護柵等)への塗装の場合。
 - 6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
 - 7) 工場内における塗装前作業および塗装作業の場合。
 - 8) その他、規格・仕様が適合せず、市場単価を適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

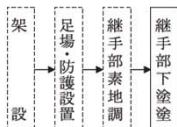
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 素地調整	○	○	○



- (注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。
- 2. プラスト処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす及び研掃材の処理に要する費用は含まない。
- 3. プラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。
- 4. 継手部素地調整は、継手部塗装面積を計上する。

工種	市場単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 下塗	○	○	○

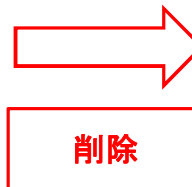


- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
- 2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
- 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工種	市場単価		
	機	労	材
新橋現場塗装 中塗・上塗	○	○	○



- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
- 2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。
- 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。



IV-2-⑧-1

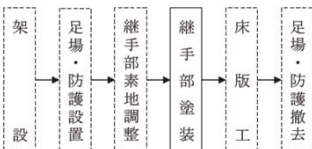
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

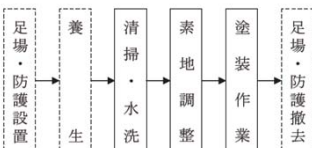
改定後(平成30年7月30日以降適用)

工種	市場単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗・上塗	○	○	○



(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内に置いて継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工種	市場単価		
	機	労	材
塗替塗装	○	○	○



(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。
2. 素地調整は、塗装面積を計上する。
3. 動力工具及び手工具による素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。
4. プラスト処理による素地調整工で発生したケレンかす及び研掃材の処理に要する費用は含まない。
5. プラスト処理による素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。
6. 密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に要する費用は含まない。
7. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

IV-2-⑧-2

2-2 市場単価の規格・仕様

表2.1 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装素地調整

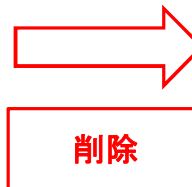
区分	規格・仕様	単位
素地調整	動力工具処理 ISO St 3	m ²
	プラスト処理 ISO Sa2 1/2	m ²

(注) プラスト処理に用いる研削材は珪砂を除く。ガーネット、熔融アルミナ、銅スラグ等を使用する。

表2.2 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(1)

区分	規格・仕様	単位
準備・補修		m ²
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料	m ²
	超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層)	m ²
下塗り塗装	有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層)	m ²
	変性エポキシ樹脂塗料 (2層)	m ²
	鉛・クロムフリーさび止めペイント (3層)	m ²
	変性エポキシ樹脂塗料 (内面用)	m ²

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (500g/m²×2)、有機ジンクリッチペイント (300g/m²×2) は、必要厚が1回では得られないので、2回塗りとしている。
2. 2層は、1層の塗装を行った後、適正な塗装間隔を空けてさらに1層の塗装を行うものである。
3. 各塗料の単価は、1層当りの塗布回数、層数を考慮した1m²当りのものである。
4. はけ・ローラーによる塗装作業とする。



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

表2.3 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(2)

区分	規格・仕様	単位	
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	m ²
		淡彩	m ²
		濃彩	m ²
	ふっ素樹脂塗料用	赤系	m ²
		淡彩	m ²
		濃彩	m ²

(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.4 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(3)

区分	規格・仕様	単位	
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	m ²
		淡彩	m ²
		濃彩	m ²
	ふっ素樹脂塗料	赤系	m ²
		淡彩	m ²
		濃彩	m ²

(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。

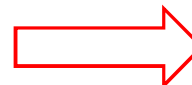
表2.5 塗替塗装(1)

区分	規格・仕様	単位
	清掃・水洗い	m ²
素地調整	1種ケレン(ブラスト法)	m ²
	2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²
	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	m ²
	3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	m ²
	3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)	m ²
	4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m ²

表2.6 塗替塗装(2)

区分	規格・仕様	単位	
下塗り塗装	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	はけ・ローラー	m ²
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)		
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)	スプレー	m ²
	鉛・クロムフリーさび止めペイント(2層)	はけ・ローラー	
	有機ジンクリッチペイント	はけ・ローラーⅠ	m ²
	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)	はけ・ローラーⅡ	
	有機ジンクリッチペイント	スプレー	
	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー	

- (注) 1. はけ・ローラーⅠは、健全なジンクリッチプライマーやジンクリッチペイントを残し、その他の旧塗膜を全面除去した場合、はけ・ローラーⅡは、旧塗膜を全面除去した場合である。
2. はけ・ローラーⅡは、必要厚が1回では得られないので、2回塗りとしている。
3. 2層は、1層の塗装を行った後、適正な塗装間隔を空けてさらに1層の塗装を行うものである。
4. 各塗料の単価は、1層当りの塗布回数、層数を考慮した1m²当りのものである。



削除

IV-2-⑧-3

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

表2.7 塗替塗装(3)

区分	規格・仕様		単位	
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	m ²
			淡彩	m ²
			濃彩	m ²
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	m ²
			スプレー	
			はけ・ローラー	淡彩
		スプレー		
	はけ・ローラー	濃彩	m ²	
		スプレー		

表2.8 塗替塗装(4)

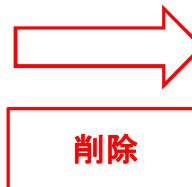
区分	規格・仕様		単位	
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	m ²
			淡彩	m ²
			濃彩	m ²
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	m ²
			スプレー	
			はけ・ローラー	淡彩
		スプレー		
	はけ・ローラー	濃彩	m ²	
		スプレー		

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.9 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加算率 施工規模	標準	S ₀	全体面積
	1工事の施工規模が、標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	全体面積
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象面積
	夜間作業	K ₂	対象面積
	箱桁構造の密閉部(内部照明・換気共)	K ₃	対象面積
	横断歩道橋	K ₄	対象面積
	側道橋	K ₅	対象面積
	高欄部単独施工	K ₆	全体面積
	新橋継手部現場塗装	K ₇	対象面積
	床版補強鋼板現場塗装(鋼板圧着工法)	K ₈	対象面積



IV-2-⑧-4

VI-2-⑧-4

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.10 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装			塗 替 塗 装			
		継 手 部 素地調整	準備・補修	塗装作業	清 掃 ・ 水 洗 い	素地調整	塗装作業	
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	—	1,000㎡以上 0%	1,000㎡以上 0%	1,000㎡以上 0%	1,000㎡以上 0%	1,000㎡以上 0%
		S ₁	—	500㎡～ 1,000㎡ 10%	500㎡～ 1,000㎡ 10%	500㎡～ 1,000㎡ 10%	500㎡～ 1,000㎡ 15%	500㎡～ 1,000㎡ 10%
		S ₂	—	500㎡未満 20%	500㎡未満 20%	500㎡未満 20%	500㎡未満 25%	500㎡未満 20%
補 正 係 数	時間的制約を 受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.15	1.10
	夜間作業	K ₂	1.45	1.35	1.35	1.35	1.45	1.35
	箱桁構造 の密閉部	K ₃	—	—	—	1.40	1.80	1.40
	横断歩道橋	K ₄	—	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
	側道橋	K ₅	—	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
	高欄部 単独施工	K ₆	—	—	—	1.50	2.60	1.50
	新橋継手部 現場塗装	K ₇	—	—	1.45	—	—	—
	床版補強鋼板 現場塗装	K ₈	—	—	1.35	—	—	—

- (注) 1. 施工規模は、新橋現場塗装、新橋継手部現場塗装、塗替塗装、それぞれの1工事における塗装対象面積(一層)で判断する。また、1工事中に複数の橋がある場合は、新橋現場塗装、塗替塗装別の塗装対象面積(複数橋の合計)で判断する。
2. 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
3. 新橋継手部現場塗装の補正と重複適用出来るのは、補正係数(K₁),(K₂)の2項目である。他の加算率、補正係数は、重複して適用しない。
4. 横断歩道橋、側道橋、新橋継手部現場塗装、補強鋼板現場塗装及び高欄の単独施工の場合は、施工規模による加算率を重複して適用しない。
5. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部(K₃)のみを適用し、横断歩道橋(K₄)、側道橋(K₅)を重複して適用しない。
6. 新橋現場塗装における継手部への中・上塗り、新橋継手部現場塗装の補正(K₇)は適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量

(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×K₁×K₂×…×K_n



削除

IV-2-⑧-5

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。
- (2) 市場単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。
- (3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。
 钣桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。
 箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。
 弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。
 横断歩道橋……各種横断歩道橋。
 側道橋……各種側道橋。
- (4) 素地調整(ケレン)工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。

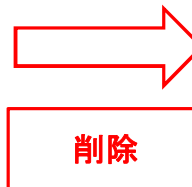
1) さびが発生している場合

素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。
2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。
3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部(さび・われ・ふくれ)は除去する。
3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上
3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上

2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。

素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容
3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。
3種B	同上	15～30	同上
3種C	同上	5～15	同上
4種	同上	5以下	同上
	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。

- (5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はプラスト処理により行う作業をいう。
- (6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。
- (7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、プラスト処理により行う作業は適用外とする。
- (8) ケレン(プラスト処理を含む)及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。
- (9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。
- (10) プラスト処理による素地調整工で発生したケレンかす、及び研掃材の処理に要する費用は含まない。
- (11) 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。
- (12) 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り(タッチアップ作業)の有無に関わらず適用できる。
- (13) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (14) 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防せい処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

4. 施工単価入力基準表

(1) 継手部素地調整(新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装)

施工歩掛コード	WB811560	施工単位	m ²
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1	J 2	J 3
	素地調整方法	時間的制約を受ける 場合の補正	夜間作業補正
	①動力工具処理 ②ブラスト処理	①無 ②有	①無 ②有

(注) 1. J 1条件で②を選択した場合は、ケレンかす及び研掃材の処理に要する費用を別途計上すること。
2. J 1条件で②を選択した場合は、粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用を別途計上すること。

(2) 継手部下塗り(新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装)

施工歩掛コード	WB811570	施工単位	m ²
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1	J 2	J 3
	塗料区分	時間的制約を受ける 場合の補正	夜間作業補正
	(表4.1)	①無 ②有	①無 ②有

(注) 本コードは、新橋継手部現場塗装補正係数(K₇)を考慮している。

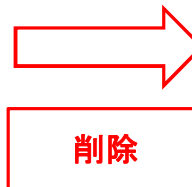
表4.1 新橋継手部下塗り塗料区分

塗装系	規格・仕様	入力番号
F-11 F-12	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料	①
F-11 F-12 F-14 F-16	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層)	②
F-13 F-14	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)	③
F-13	変性エポキシ樹脂塗料(2層)	④
F-15	鉛・クロムフリーさび止めペイント(3層)	⑤
F-16	変性エポキシ樹脂塗料(内面用)	⑥

(3) 準備・補修(新橋現場塗装)

施工歩掛コード	WB811580	施工単位	m ²	
施工区分	入 力 条 件			
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4
	構造物別の補正係数	施工規模加算率	時間的制約を受ける 場合の補正	夜間作業補正
	①無 ②横断歩道橋 ③側道橋	① 1,000 m ² 以上 ② 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 ③ 500 m ² 未満	①無 ②有	①無 ②有

(注) 1. J 1条件で②、③を選択した場合は、J 2条件は入力する必要はない。
2. J 2条件で②、③を選択した場合は、J 3条件で①以外を選択することは出来ない。



IV-2-⑧-7

VI-2-⑧-7

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(4) 中塗り・上塗り(新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装)

施工歩掛コード	WB811590	施工単位	㎡					
施工区分	入 力 条 件							
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	J 8
各種	塗装区分	作業区分	構造物別の 補正係数	施工規模 加算率	時間的制約 を受ける 場合の補正	夜間 作業 補正	塗装区分	色彩
	①新橋現場塗装 ②新橋継手部 現場塗装	①中塗り ②上塗り	①無 ②横断歩道橋 ③側道橋 ④床版補強鋼板 現場塗装	①1,000㎡上 ②500㎡以上 1,000㎡未満 ③500㎡未満	①無 ②有	①無 ②有	(表4.2 ～表4.3)	①赤系 ②淡彩 ③濃彩

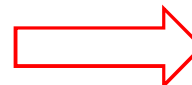
- (注) 1. J 1条件で②を選択した場合は、新橋継手部現場塗装補正係数(K7)が考慮されており、J 3及びJ 4条件は入力する必要はない。
 2. J 3条件で②～④を選択した場合は、J 4条件は入力する必要はない。
 3. J 4条件で②、③を選択した場合は、J 5条件で①以外を選択することは出来ない。

表4.2 新橋中塗り塗料区分

塗料系	規格・仕様	入力番号
A-5 F-15	長油性フタル酸樹脂塗料	①
F-11 F-13	ふっ素樹脂塗料用	②

表4.3 新橋上塗り塗料区分

塗料系	規格・仕様	入力番号
A-5 F-15	長油性フタル酸樹脂塗料	①
F-11 F-13	ふっ素樹脂塗料	②



削除

IV-2-⑧-8

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(5) 塗替塗装

施工歩掛コード	WBS11600	施工単位	㎡				
施工区分	入力条件						
各種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
	作業区分	構造物別の補正係数	施工規模加算率	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業補正	素地調整区分または塗料区分	色彩
	①清掃・水洗い ②素地調整 ③下塗り ④中塗り ⑤上塗り	①無 ②箱桁構造の密閉部 ③横断歩道橋 ④側道橋 ⑤高欄部単独施工	①1,000㎡以上 ②500㎡以上 1,000㎡未満 ③500㎡未満	①無 ②有	①無 ②有	(表4.4 ～表4.7)	①赤系 ②淡彩 ③濃彩

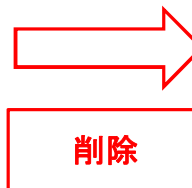
- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 6、J 7条件を入力する必要はない。
 2. J 1条件で②、③を選択した場合は、J 7条件を入力する必要はない。
 3. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合の密閉部(内面)は、J 2条件で②を選択すること。
 4. J 2条件で③～⑤を選択した場合は、J 3条件を入力する必要はない。
 5. J 3条件で②、③を選択した場合は、J 4条件で①以外を選択することは出来ない。
 6. J 6条件で表4.4の①を選択した場合は、ケレンかす及び研掃材の処理に要する費用を別途計上すること。
 7. J 6条件で表4.4の①を選択した場合は、粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用を別途計上すること。
 8. J 6条件で表4.5の①、③、表4.6及び表4.7の①を選択した場合は、必要な養生費を別途計上すること。

表4.4 塗替塗装素地調整区分

塗装系	規格・仕様	入力番号
Rc - I	1種ケレン(プラスト処理)	①
Rc - II	2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	②
Rc - III	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	③
Ra - III	3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	④
Rd - III	3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)	⑤
Rc - IV	4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	⑥

表4.5 塗替塗装下塗り塗料区分

塗装系	規格・仕様	入力番号
Rc - I	有機ジンクリッチペイント	スプレー ①
Rc - II	有機ジンクリッチペイント	はけ・ローラーⅠ ②
Rc - II	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)	はけ・ローラーⅡ ③
Rc - I	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)	スプレー ④
Rc - II	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー ⑤
Rc - III	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料	はけ・ローラー ⑥
Ra - III	鉛・クロムフリーさび止めペイント(2層)	はけ・ローラー ⑦
Rd - III	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー ⑧



IV-2-⑧-9

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

表4.6 塗替塗装中塗り塗料区分

塗装系	規格・仕様		入力番号
Re - I Rzc - I	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用	スプレー	①
Re - II Re - III Re - IV	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用	はけ・ローラー	②
Ra - III	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	③

表4.7 塗替塗装上塗り塗料区分

塗装系	規格・仕様		入力番号
Re - I Rzc - I	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	スプレー	①
Re - II Re - III Re - IV	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	②
Ra - III	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	③

IV-2-⑧-10



削除

VI-2-⑥-10

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(参考)

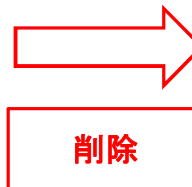
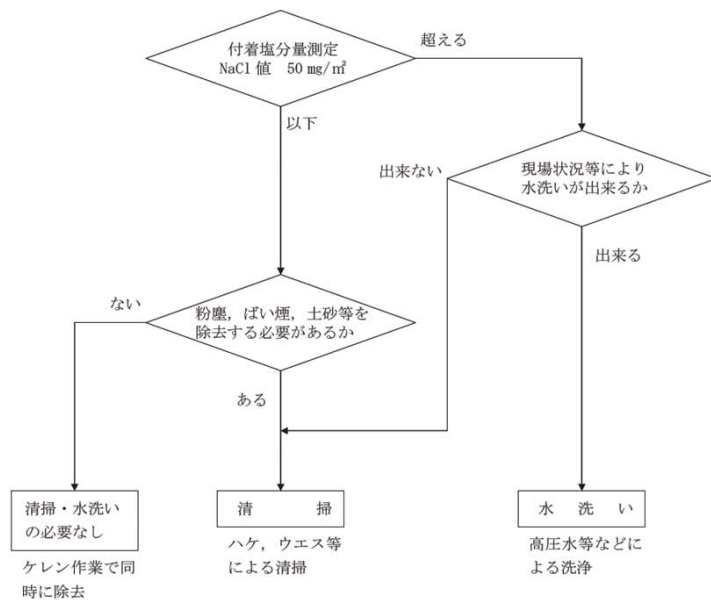
清掃…粉塵、ばい煙などが付着したり土砂が堆積しているなど、ケレン作業に支障をきたしたり、塗装面に影響があると判断される場合は、粉塵、ばい煙、土砂などを除去する必要がある。

また、現場状況により水洗いによる塩分除去が出来ない場合はウエス等で除去する必要がある。

水洗い…飛来塩分の影響を強く受ける海岸に架設された部材は、現場塗装開始前に付着塩分量を測定し、付着塩分量が多い場合は塩分を除去する必要がある。

また、海岸からの距離が遠い場合でも、海塩粒子の飛来、農業散布、凍結防止剤の散布などにより塩分が付着していることがあるので、塗膜の劣化状態から塩分付着の疑いがある場合は、付着塩分量を測定し判断する。

清掃フロー図



IV-2-⑧-11

VI-2-⑧-11

⑩ 構造物とりこわし工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、構造物とりこわし工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。
- (3) 施工基面(機械設置基面)より上下5m以内のとりこわし作業。

1-2 市場単価が適用できない範囲

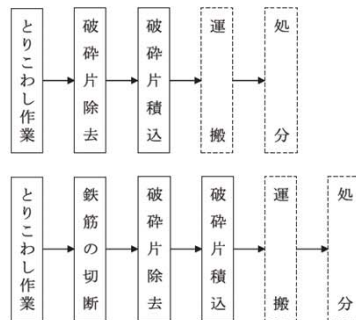
- (1) 積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
 - 2) 「橋梁地覆補修工」にともなう「とりこわし工」。
 - 3) 「構造物とりこわし工」にともなう「石積取壊し(人力)」及び「コンクリートはつり(平均はつり厚6cm以下)」。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 施工基面(機械設置基面)より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。
 - 2) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。
 - 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

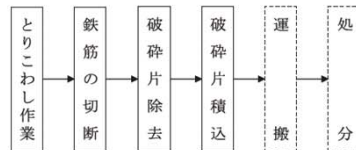
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
無筋構造物	○	○	/

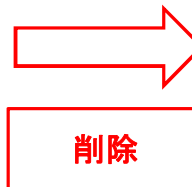


工種	市場単価		
	機	労	材
鉄筋構造物	○	○	/



(注) 1. チゼルの損耗費等を含む。

2. 上記フロー図の破線表示(運搬、処分)の作業は、施工単価入力基準表(WB811840)を使用した場合は考慮されるため別途計上する必要はない。



IV-2-⑩-1

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

2-2 市場単価の規格・仕様・工法選定
 構造物とこわし工の市場単価の規格・仕様・工法選定は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規格・仕様	単 位	工 法 選 定
無筋構造物	機械施工	m ³	
	人力施工	m ³	重機の使用できない狭い場所、部分的な感しが必要な場合。
鉄筋構造物	機械施工	m ³	
	人力施工	m ³	重機の使用できない狭い場所、部分的な感しが必要な場合。

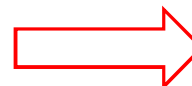
- (注) 1. 機械施工については、施工基面(機械設置基面)より上下5m以内の作業に適用する。
 2. 機械施工のための、施工基面(機械設置基面)造成(作業構台、盛土、掘削等)作業費用は含まない。
 3. 鉄筋を有する構造物は、鉄筋構造物を適用する。
 4. PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。

2-3 加算率・補正係数
 構造物とこわし工の加算率・補正係数の設定は、下記のとおりである。

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	S ₁	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する	K ₃	対象数量



削除

IV-2-⑩-2

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区分	記号	無筋構造物		鉄筋構造物		
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工	
加算率 施工規模	S ₀	10㎡以上 0%	3㎡以上 0%	10㎡以上 0%	3㎡以上 0%	
	S ₁	10㎡未満 10%	3㎡未満 20%	10㎡未満 10%	3㎡未満 20%	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.10	1.20
	夜間作業	K ₂	1.20	1.45	1.20	1.45
	低騒音・低振動対策	K ₃	1.30	—	1.15	—

(注) 1. 施工規模は、無筋・鉄筋構造物区分に関係なく、1工事における機械施工、人力施工の工法ごとの全体数量で判断する。

2. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模の加算率のみを対象とする。

3. 補正係数「低騒音・低振動対策(K₃)」は、低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。

2-4 直接工事費の算出

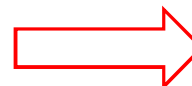
直接工事費=設計単価(注1)×設計数量

(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×K₃)

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 共通事項

- 1) コンクリート殻は、径30cm程度に破砕するものとする。ただし、破砕したコンクリート殻を新たに径30cm程度より小さく破砕する場合の費用は、含まない。
- 2) 随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- 3) PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
- 4) 構造物ととりこわしの施工量については、構造物のとりこわし前の体積とする。



削除

IV-2-⑩-3

VI-2-⑩-3

4. 施工単価入力基準表

(1) 構造物とりこわし

施工歩掛コード	WB811810	施工単位	m ³			
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	構造物区分	工法区分	施 工 規 模 による加算	時間的制約を 受ける場合の 補正	夜間作業 補正	低騒音・ 低振動対策
	①無筋構造物 ②鉄筋構造物	①機械施工 ②人力施工	(表4.1)	①無 ②有	①無 ②有	①必要 ②不要

- (注) 1. PC・RC橋上部及び鋼橋床版をとりこわす場合は、J1条件で②を選択すること。但し、ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修に伴うとりこわし工については市場単価が適用できない為、別途計上する。
 2. J2条件で①を選択した場合は、J3条件は③及び④が選択できない。又J2条件で②を選択した場合は、J3条件は①及び②が選択できない。
 3. J2条件で②を選択した場合は、J6条件は入力する必要はない。
 4. J3条件で②または④を選択した場合は、J4条件は①で固定される。
 5. 施工数量は、構造物のとりこわし前の体積とする。

表4.1 施工規模による加算

一工事当り施工規模		番 号
機械施工	10 m ³ 以上	①
	10 m ³ 未満	②
人力施工	3 m ³ 以上	③
	3 m ³ 未満	④

(2) 殻運搬・処分費

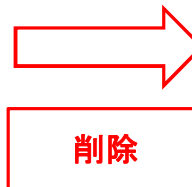
とりこわし後の殻運搬は、構造物のとりこわし前の体積を施工数量とし、「第II編第2章④殻運搬」にて計上するものとする。又、処分費が必要な場合は、別途計上すること。

(3) 運搬・処分(複合)

とりこわし後の殻運搬の作業日当り標準作業量については、「積算基準〔1一般土木〕 県版第I編第14章その他④作業日当り標準作業量」によるものとする。

表4.2 構造物区分

構造物名	無筋構造物	鉄筋構造物
番 号	①	②



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

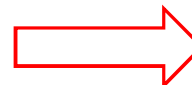
改定後(平成30年7月30日以降適用)

表4.3 運搬距離

般発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし				
積込工法区分	機械積込				
D I D区間：無し					
運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下
入力番号	①	②	③	④	⑤
運搬距離 (km)	3.0以下	4.0以下	5.5以下	6.5以下	7.5以下
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運搬距離 (km)	9.5以下	11.5以下	15.5以下	22.5以下	49.5以下
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
運搬距離 (km)	60.0以下				
入力番号	⑯				
D I D区間：有り					
運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下
入力番号	①	②	③	④	⑤
運搬距離 (km)	3.0以下	3.5以下	5.0以下	6.0以下	7.0以下
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運搬距離 (km)	8.5以下	11.0以下	14.0以下	19.5以下	31.5以下
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
運搬距離 (km)	60.0以下				
入力番号	⑯				

(注) 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。

IV-2-⑩-5



削除

VI-2-⑩-5

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

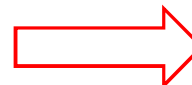
改定後(平成30年7月30日以降適用)

表4.4 運搬距離

般発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし, 舗装版破碎				
積込工法区分	人力積込				
D I D区間:無し					
運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.5以下	2.0以下	2.5以下
入力番号	①	②	③	④	⑤
運搬距離 (km)	3.0以下	4.0以下	5.0以下	6.5以下	8.5以下
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運搬距離 (km)	11.0以下	16.0以下	27.5以下	60.0以下	
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	
D I D区間:有り					
運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下
入力番号	①	②	③	④	⑤
運搬距離 (km)	2.5以下	3.5以下	4.5以下	6.0以下	8.0以下
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運搬距離 (km)	10.5以下	14.5以下	23.0以下	60.0以下	
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	

(注) 運搬距離は片道であり, 往路と復路が異なるときは, 平均値とする。

IV-2-⑩-6



削除

VI-2-⑩-6

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(4) 構造物とりこわし・運搬・処分(複合)

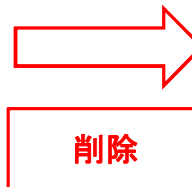
施工歩掛コード	WBS11840	施工単位	m ³			
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	構造物区分 (表 4.2)	工法及び運搬 区 分 (表 4.5)	施工規模 による加算 (表 4.1)	時間的制約を 受ける場合の 補 正 ①無 ②有	夜間作業 補 正 ①無 ②有	低騒音・ 低振動対策 ①必要 ②不要

J 7	J 8
D I D 区 間の有無	運 搬 距 離
①無 ②有	(表 4.3) 又は (表 4.4)

- (注) 1. PC・RC橋上部、鋼橋床版をとりこわす場合は、J1条件で②を選択すること。但し、ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修に伴うとりこわし工については市場単価が適用できない為、「第II編第2章⑨旧橋撤去工」または「第IV編第3章⑫-1 橋梁地覆補修工」により別途計上する。
2. J2条件で①を選択した場合は、J3条件は③及び④が選択できない。又J2条件で②を選択した場合は、J3条件は①及び②が選択できない。
3. J2条件で②を選択した場合は、J6条件は入力する必要はない。
4. J3条件で②及び④を選択した場合は、J4条件は①で固定される。
5. 施工数量は、構造物のとりこわし前の体積とする。
6. J2条件で①を選択した場合は、J8条件は表4.3を適用し、J2条件で②を選択した場合は、J8条件は表4.4を適用すること。
7. 処分費 (Y-7600000) [円/ m³] を単価登録すること。

表4.5 工法及び運搬区分

区 分	番 号
機械施工+ダンプトラック 10 t 積級	①
人力施工+ダンプトラック 2 t 積級	②



IV-2-⑩-7

VI-2-⑩-7

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

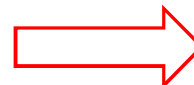
5. 単 価 表

(1) 構造物とりこわし・運搬・処分(複合) 1式当り内訳表

施工歩掛コード	WB811840
---------	----------

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
構造物とりこわし		m ³		市場単価
殻 運 搬		"		CB227010
処 分 費		"		

IV-2-⑩-8



削除

VI-2-⑩-8

⑩ コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、コンクリートブロック積工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合に適用する。
ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。

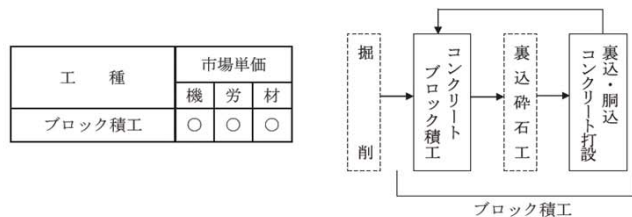
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。
 - 2) 垂直高が練積において7mを超える場合。(空積においては3mを超える場合)
 - 3) 勾配が1割以上(1:1.0以上)の法面に施工する場合。
 - 4) JIS以外の積ブロックを使用する場合。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。



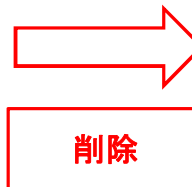
- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。
 3. 市場単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工単価入力基準表(WBS12710)で考慮されているため別途計上する必要はない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 市場単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区分	規格・仕様	単位
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、調整コンクリート等	m ²



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

- 2-3 加算率・補正係数
 (1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合(100㎡未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間帯(所定労働時間)を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量

- (2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	コンクリートブロック積工 ブロック積工
加算率	施工規模	S ₀	100㎡以上 0%
		S ₁	100㎡未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15
	夜間作業	K ₂	1.25
	裏込コンクリートを施工しない場合	K ₃	0.95
	空積の場合	K ₄	0.85

(注) 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模の加算率のみを対象とする。

- 2-4 直接工事費の算出

直接工事費=(設計単価(注1)×設計数量)+材料費(注2)

(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×K₃×K₄)

(注2) 胴込・裏込コンクリートを施工する場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。

材料費=コンクリート(胴込・裏込)材料単価×設計数量×1.12(ロス分)




削除

IV-2-⑩-2

VI-2-⑩-2

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
IV-2-⑩-3	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 布積、谷積を問わず適用出来る。</p> <p>(2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。</p> <p>(3) 本市場単価は、JISタイプの滑面ブロックを標準とする。</p> <p>JISタイプの粗面・化粧ブロックを使用する場合は、次式により滑面ブロックとの材料単価差を加算する。</p> <p>ただし、加算率や補正係数を適用させる場合は、標準の市場単価を補正した後、材料単価差を加算するものとする。</p> <p>式：標準の市場単価 [ブロック積工：円/㎡] ×加算率・補正係数 +材料単価差 (粗面・化粧ブロック [円/㎡] -滑面ブロック [円/㎡])</p> <p>なお、ブロックの㎡当り単価の算出は次式による。</p> <p>式：ブロック単価 [円/㎡] =材料単価 [円/個] ×㎡当り使用量 [円/㎡]</p> <p>(4) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工(材料費含む)の有無に関わらず適用出来る。</p> <p>(5) 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。</p> <p>(6) 小口止コンクリートは、「第II編第4章コンクリート工」により別途計上する。</p> <p>(7) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工」により別途計上する。</p> <p>(8) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「第II編第2章②基礎・裏込砕石工」、基礎・裏込栗石工は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。</p> <p>(9) 随意契約により調整を行う追加工事の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<div data-bbox="1218 751 1413 836" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1218 855 1413 940" style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">削除</p> </div>
	VI-2-⑩-3	

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

4. 施工単価入力基準表

(1) コンクリートブロック積工

施工歩掛コード	WB812710	施工単位	㎡						
施工区分	入 力 条 件								
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	J 8	J 9
	表面の仕様	使用個数	施工規模の加算	時間的制約の補正	夜間作業の補正	練積・空積の区分	裏込コンクリートの施工の有無	胴込・裏込コンクリートの使用量	生コンクリートの規格
	①滑面 ②粗面 ③化粧	(個/㎡) (実数入力)	(表4.1)	①無 ②有	①無 ②有	①練積 ②空積	①有 ②無	(㎡/㎡) (実数入力)	(表4.2)

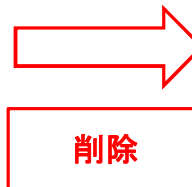
- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合、J 2条件は入力する必要はない。②又は③を選択した場合、コンクリート積ブロック単価 (Y-0364000) [円/個] を単価登録すること。
 2. J 3条件で②を選択した場合、J 4条件は①で固定される。
 3. J 6条件で②を選択した場合、ブロック積の高さが3 m以下でなければならない。
 4. J 6条件で②を選択した場合、J 7～J 9条件は入力する必要はない。
 5. 本コードは、胴込・裏込コンクリートの材料補正を含んでおり、J 8条件の使用数量は、設計数量(補正係数による割増をしない数量)を入力すること。
 6. 胴込・裏込コンクリート㎡当り使用量は、胴込コンクリート 0.22 ㎡/㎡ (標準) に、裏込コンクリート (α) ㎡/㎡を加えた設計数量を入力する。(ただし、α:設計数量)
 なお、これにより難い場合は、別途考慮する。
 7. 胴込・裏込コンクリートは、一般養生の施工の有無に関わらず適用出来る。
 8. J 9条件で⑤を選択した場合は、生コンクリート単価 (Y-0210000) [円/㎡] を単価登録すること。

表4.1 施工規模加算

施 工 規 模	番 号
100㎡以上	①
100㎡未満	②

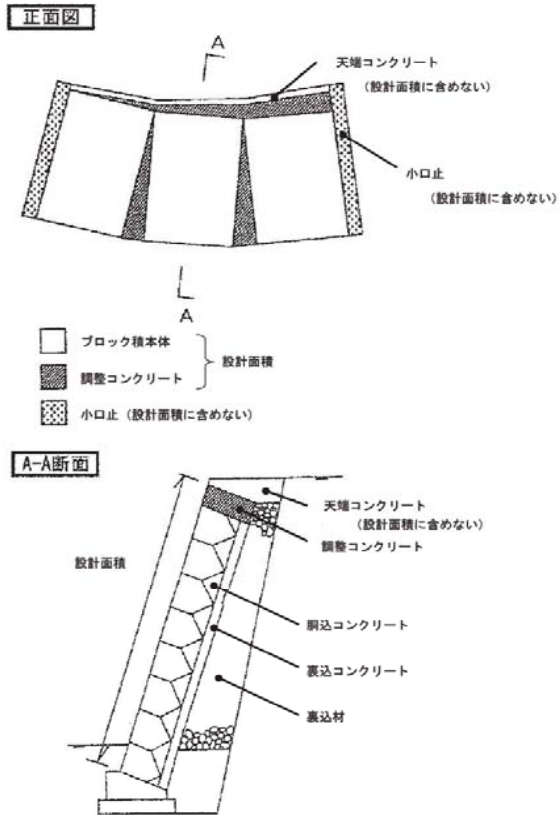
表4.2 生コンクリート規格

規 格	番 号
18-8-25(普通)	①
18-8-40(#)	②
18-8-25(高炉)	③
18-8-40(#)	④
各種	⑤



IV-2-⑩-4

5. 参考資料 参考図(コンクリートブロック積工(調整コンクリート・小口止))



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

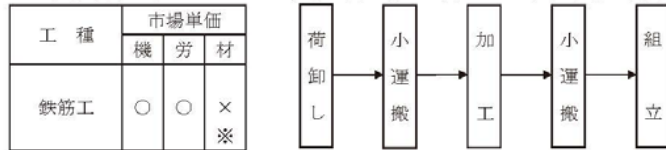
改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は除く。また、25 t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。
2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。
3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の材料費を含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次表による。

表2.1 場所打杭用かご筋の計上区分

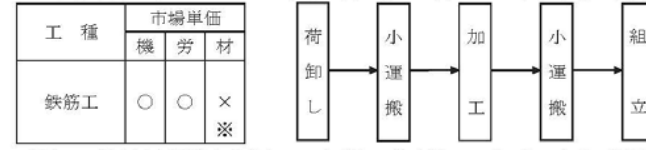
区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材(補強リング)	鉄筋材料費を含む	材料費・加工費を別途計上
スペーサ	鉄筋材料費を含む	材料費を別途計上

4. ※については、施工単価入力基準(WB810010)により考慮されるため、(注)1. で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は除く。補強材及びスペーサに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサの材料費を含まない。また、25 t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。
2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。
3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費を含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次表による。

表2.1 場所打杭用かご筋の計上区分

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材(補強リング)	鉄筋材料費を含む※	材料費・加工費を別途計上
スペーサ	鉄筋材料費を含む※	材料費を別途計上

4. ※については、施工単価入力基準(WB810010)により考慮されるため、(注)1. で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(6) 場所打杭用かご筋は、固定金具は含まない。また、補強材及びスペーサは下記計上区分による。

表3.1 場所打杭用かご筋の計上区分

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む	材料費・加工費を別途計上
スペーサ	鉄筋材料費に含む	材料費を別途計上

(6) 場所打杭用かご筋は、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサは下記表2.1の計上区分による。

削除

VI-2-①-6

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

4. 施工単価入力基準表

(1) 鉄筋工(太径鉄筋含む)(加工・組立)

施工歩掛コード	WB810010		施工単位	t		
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	鉄筋材料規格・径	規格・仕様区分	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業補正	トンネル内作業の補正
(表4.1)	①一般構造物 ②場所打杭用かご筋	①10t以上(標準) ②10t未満	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	

J 7	J 8	J 9
法面作業の補正	太径鉄筋補正	構造物種別による補正
①有 ②無	(表4.2)	(表4.3)

- (注) 1. 鉄筋の材料及びロス分を含む。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、鉄筋コンクリート用棒鋼(Y-0004000)[円/t]を単価登録すること。
 3. J 2条件で②を選択した場合は、J 6、J 7、J 9条件は選択する必要はない。
 4. 1工事に2つ以上の規格・仕様を適用する場合、J 3条件は1工事全体数量で判断する。
 5. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は選択する必要はない。
 6. J 6条件で①を選択した場合は、J 4、J 5、J 9条件は選択する必要はない。
 7. J 8条件の入力にあたっては、1単位当り構造物に使用する全ての鉄筋規格で同じ太径鉄筋補正を行うこと。
 1単位当り構造物の参考例：①1工事で複数の橋脚を施工する場合、橋脚1基毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。
 ②1工事で複数の場所打杭用かご筋を施工する場合、杭1本毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。
 8. J 8条件で②～④を選択した場合は、J 9条件の④、⑤は選択できない。
 9. J 9条件の④橋梁用床版(PC床版は除く)は、鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版の場合に適用する。

表4.1 鉄筋材料規格・径

区 分	番 号	区 分	番 号
SD295A	D10	SD390	D25
	D13		D29
	D16		D32
SD345	D10	SD490	D35
	D13		D38
	D16～D25		D41
	D29～D32		D41
	D35	各 種	④
	D38		
	D41		
SR235	D51		
	φ9		
	φ13		
	φ16～φ25		

4. 施工単価入力基準表

(1) 鉄筋工(太径鉄筋含む)(加工・組立)

施工歩掛コード	WB810010		施工単位	t		
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	鉄筋材料規格・径	規格・仕様区分	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業補正	トンネル内作業の補正
(表4.1)	①一般構造物 ②場所打杭用かご筋	①10t以上(標準) ②10t未満	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	

J 7	J 8	J 9
法面作業の補正	太径鉄筋補正	構造物種別による補正
①有 ②無	(表4.2)	(表4.3)

- (注) 1. 鉄筋の材料及びロス分を含む。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、鉄筋コンクリート用棒鋼(Y-0004000)[円/t]を単価登録すること。
 3. J 2条件で②を選択した場合は、J 6、J 7、J 9条件は選択する必要はない。
 4. 1工事に2つ以上の規格・仕様を適用する場合、J 3条件は1工事全体数量で判断する。
 5. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は選択する必要はない。
 6. J 6条件で①を選択した場合は、J 4、J 5、J 9条件は選択する必要はない。
 7. J 8条件の入力にあたっては、1単位当り構造物に使用する全ての鉄筋規格で同じ太径鉄筋補正を行うこと。
 1単位当り構造物の参考例：①1工事で複数の橋脚を施工する場合、橋脚1基毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。
 ②1工事で複数の場所打杭用かご筋を施工する場合、杭1本毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。
 8. J 8条件で②～④を選択した場合は、J 9条件の④、⑤は選択できない。
 9. J 9条件の④橋梁用床版(PC床版は除く)は、鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版の場合に適用する。

次頁へ移動及び内容の変更

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

前頁から移動及び内容の変更

表4.1 鉄筋材料規格・径

区 分	番 号	区 分	番 号
SD295A	D10	SD345 (ねじ筋鉄筋)	D13
	D13		D16
	D16		D19
SD345	D10		D22
	D13		D25
	D16~D25		D29
	D29~D32		D32
	D35		D35
	D38		D38
	D41		D41
SD390	D51		SD390 (ねじ筋鉄筋)
	D25	D25	
	D29	D29	
	D32	D32	
	D35	D35	
SD490	D38	SD490 (ねじ筋鉄筋)	D38
	D41		D41
	D35		D35
SR235	φ9	各 種	D38
	φ13		D41
	φ16~25		④

VI-2-①-9

表4.2 太径鉄筋補正

太径鉄筋	番 号
10%未満(補正無)	①
10%以上20%未満	②
20%以上40%未満	③
40%以上	④

表4.3 構造物種別

区 分	番 号
補正無(一般構造物)	①
切梁のある構造物	②
地下構造物	③
橋梁用床版	④
R C場所打ホロースラブ橋	⑤
差筋及び杭頭処理	⑥

(2) 鉄筋端部加工費

施工歩掛コード	WB810010	施工単位	箇所
---------	----------	------	----

表4.2 太径鉄筋補正

太径鉄筋	番 号
10%未満(補正無)	①
10%以上20%未満	②
20%以上40%未満	③
40%以上	④

表4.3 構造物種別

区 分	番 号
補正無(一般構造物)	①
切梁のある構造物	②
地下構造物	③
橋梁用床版	④
R C場所打ホロースラブ橋	⑤
差筋及び杭頭処理	⑥

(2) 鉄筋端部加工費

施工歩掛コード	WB810010	施工単位	箇所
---------	----------	------	----

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
VI-2-⑥-1	<p>⑥ 法 面 工</p> <p>⑥-1 法 面 工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工)、人力施工による植生工(植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工)及び吹付砕工のうち砕内吹付工(モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工(砕内吹付を除く)及び吹付法面とりこわし工</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合</p> <p>2) 使用植物(種子)に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>3) 使用植物(種子)に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>4) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合</p> <p>5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合</p> <p>① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合</p> <p>② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの</p> <p>③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品(植生基材封入タイプ等)を使用する場合</p> <p>6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合</p> <p>① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合</p> <p>② 部分張り(目地張り、千鳥張り、市松張り)の場合</p> <p>③ 公園工事の場合</p> <p>④ 道路植栽工事の場合</p> <p>7) 植生基材吹付工で現場発生木材(チップ材等)を使用する場合</p> <p>8) <u>離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合</u></p> <p>9) <u>その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</u></p>	<p>⑥ 法 面 工</p> <p>⑥-1 法 面 工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工)、人力施工による植生工(植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工)及び吹付砕工のうち砕内吹付工(モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工(砕内吹付を除く)及び吹付法面とりこわし工</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合</p> <p>2) 使用植物(種子)に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>3) 使用植物(種子)に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>4) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合</p> <p>5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合</p> <p>① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合</p> <p>② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの</p> <p>③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品(植生基材封入タイプ等)を使用する場合</p> <p>6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合</p> <p>① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合</p> <p>② 部分張り(目地張り、千鳥張り、市松張り)の場合</p> <p>③ 公園工事の場合</p> <p>④ 道路植栽工事の場合</p> <p>7) 植生基材吹付工で現場発生木材(チップ材等)を使用する場合</p> <p>8) <u>モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合</u></p> <p>⇒ 9) <u>離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合</u></p> <p>⇒ 10) <u>その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</u></p>

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.8 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	モルタル吹付工	コンクリート吹付工	機械播種施工による植生工		
				植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工
				加算率		
施工規模	S ₀	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%
	S ₁	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 10%
	S ₂	(500 m ² 未満) 15%	(500 m ² 未満) 15%	(500 m ² 未満) 10%	(500 m ² 未満) 10%	(500 m ² 未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05	1.10
	法面垂直高45mを超え80m以下の場合	K ₂	—	—	1.10	—
	枠内吹付の場合	K ₃	0.80	0.80	0.80	—

- (注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
 2. 法面垂直高補正 (K₂) は、標準垂直高を超える面積 (対象数量) についてのみ補正する。
 3. モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工における K₁、K₂ については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。
 4. 1 工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付けに限り、施工規模は合計施工数量で判定する。
 5. 種子散布工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.8 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	モルタル吹付工	コンクリート吹付工	機械播種施工による植生工		
				植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工
				加算率		
施工規模	S ₀	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%
	S ₁	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 10%
	S ₂	(500 m ² 未満) 15%	(500 m ² 未満) 15%	(500 m ² 未満) 10%	(500 m ² 未満) 10%	(500 m ² 未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05	1.10
	法面垂直高45mを超え80m以下の場合	K ₂	—	—	1.10	—
	枠内吹付の場合	K ₃	0.80	0.80	0.80	—

- (注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
 2. 法面垂直高補正 (K₂) は、標準垂直高を超える面積 (対象数量) についてのみ補正する。
 3. モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工における K₁、K₂ については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。
 4. 1 工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付けに限り、施工規模は合計施工数量で判定する。
 5. 種子散布工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

6. 枠内吹付補正 (K₃) は、法面清掃、ラス金網設置費用を含まないための補正である。

VI-2-⑥-6

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
VI-2-⑥-7	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) モルタル吹付工, コンクリート吹付工</p> <p>1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。</p> <p>2) モルタル, コンクリートの強度は、15N/mm²(150kgf/cm²)程度以上とする。</p> <p>3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別にかかわらず適用出来る。</p> <p>4) 菱形金網は、線形2.0mm 網目50mm, アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/m², 及びφ16(D16)×L=400mm・0.3本/m²をそれぞれ標準とする。</p> <p>5) 溶接金網を使用する場合は適用出来ない。</p> <p>6) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。</p> <p>8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>9) 目地及び水抜パイプ等の施工の有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。</p> <p>11) オーバーハングの法面は別途考慮する。</p> <p>12) 施工規模は、モルタル吹付工, コンクリート吹付工のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。</p> <p>(2) 植生基材吹付工</p> <p>1) 菱形金網は、線形2.0mm 網目50mm, アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/m², 及びφ16(D16)×L=400mm・0.3本/m²をそれぞれ標準とする。</p> <p>2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。</p> <p>5) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。</p> <p>(3) 客土吹付工, 種子散布工</p> <p>1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は、第VI編第2章⑥-2吹付枠工による。</p> <p>2) 施工規模は、客土吹付工, 種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。</p> <p>4) 種子散布工は施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用出来る。</p> <p>5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。</p> <p>(4) 枠内吹付工</p> <p>1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第VI編第2章⑥-2吹付枠工による。</p> <p>(5) 植生マット工, 植生シート工, 繊維ネット工</p> <p>1) 肥料袋付(肥料袋間隔:40~50cm)が2重ネット, 肥料袋無が1重ネットを標準とする。</p> <p>2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工, 繊維ネット工(肥料袋付)が6本/m²程度, 植生シート工が4本/m²程度, 繊維ネット(肥料袋無)が3本/m²程度を標準とする。また、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm, 止め釘はL=150mmを標準とする。</p> <p>3) 繊維ネット工は、種子の費用を含まない。</p> <p>4) 施工規模は、1工事における植生マット工, 植生シート工の合計数量で判定する。</p> <p>5) 繊維ネット工を単独で施工する場合、施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) モルタル吹付工, コンクリート吹付工</p> <p>1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。</p> <p>2) モルタル, コンクリートの強度は、15N/mm²(150kgf/cm²)程度以上とする。</p> <p>3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別にかかわらず適用出来る。</p> <p>4) 菱形金網は、線形2.0mm 網目50mm, アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/m², 及びφ16(D16)×L=400mm・0.3本/m²をそれぞれ標準とする。</p> <p>5) 溶接金網を使用する場合は適用出来ない。</p> <p>6) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。</p> <p>8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>9) 目地及び水抜パイプ等の施工の有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。</p> <p>11) オーバーハングの法面は別途考慮する。</p> <p>12) 施工規模は、モルタル吹付工, コンクリート吹付工のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。</p> <p>(2) 植生基材吹付工</p> <p>1) 菱形金網は、線形2.0mm 網目50mm, アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/m², 及びφ16(D16)×L=400mm・0.3本/m²をそれぞれ標準とする。</p> <p>2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。</p> <p>5) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。</p> <p>(3) 客土吹付工, 種子散布工</p> <p>1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は、第VI編第2章⑥-2吹付枠工による。</p> <p>2) 施工規模は、客土吹付工, 種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。</p> <p>4) 種子散布工は施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用出来る。</p> <p>5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。</p> <p>6) <u>沖漚の種子散布工は土壌固粒化剤を使用する。</u></p> <p>(4) 枠内吹付工</p> <p>1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第VI編第2章⑥-2吹付枠工による。</p> <p>(5) 植生マット工, 植生シート工, 繊維ネット工</p> <p>1) 肥料袋付(肥料袋間隔:40~50cm)が2重ネット, 肥料袋無が1重ネットを標準とする。</p> <p>2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工, 繊維ネット工(肥料袋付)が6本/m²程度, 植生シート工が4本/m²程度, 繊維ネット(肥料袋無)が3本/m²程度を標準とする。また、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm, 止め釘はL=150mmを標準とする。</p> <p>3) 繊維ネット工は、種子の費用を含まない。</p> <p>4) 施工規模は、1工事における植生マット工, 植生シート工の合計数量で判定する。</p> <p>5) 繊維ネット工を単独で施工する場合、施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。</p>

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
VI-2-⑥-8	<p>(6) 植生筋工, 筋芝工, 張芝工</p> <p>1) 植生筋工, 筋芝工の設計数量は, 芝の総面積ではなく, 対象となる法面の面積とする。</p> <p>2) 植生筋工, 筋芝工は土羽厚 30cm を標準とする。</p> <p>3) 張芝工は, 施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用出来る。</p> <p>4) 植生筋工, 筋芝工は耳芝及び肥料等, 張芝工は, 耳芝, 目串及び肥料等必要な資材を含む。ただし, 使用の有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>5) 施工規模は, 植生筋工, 筋芝工, 張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p><u>6) 北海道の張芝の形状はロール芝とし, かけ土作業は含まない(栽培土工芝も適用可)。</u></p> <p>(7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。</p>	<p>(6) 植生筋工, 筋芝工, 張芝工</p> <p>1) 植生筋工, 筋芝工の設計数量は, 芝の総面積ではなく, 対象となる法面の面積とする。</p> <p>2) 植生筋工, 筋芝工は土羽厚 30cm を標準とする。</p> <p>3) 張芝工は, 施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用出来る。</p> <p>4) 植生筋工, 筋芝工は耳芝及び肥料等, 張芝工は, 耳芝, 目串及び肥料等必要な資材を含む。ただし, 使用の有無にかかわらず適用出来る。</p> <p>5) 施工規模は, 植生筋工, 筋芝工, 張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p><u>6) 北海道の張芝は栽培土工芝とし, の形状はロール芝とし, かけ土作業は含まない(栽培土工芝も適用可)。</u></p> <p>(7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。</p>

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁 改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸縮装置		【用途関係】				【構造関係】								特 殊 形 状 特 性 等	備 考
	名 称	型 番	歩車道 区分	種 種	設 置 地 方	遊 間 部 直 径	伸 縮 量 (mm)	伸 縮 機 構	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 離 可 能		本 体 付 属 ア ン カ ー ボ ルト 後 締 め	本 体 部 格 に 含 む		
											分 離 可 能	ボ ルト 後 締 め				
中 外 道 路	ボイスライドジョイント	BS-01, BS-30, BS-60, BS-100, BS-150, BS-180, BS-200, BS-220	○	○	○	○	○	50~250	4.0	82.8~118.8	○	○	○	○	橋梁板別添	
	スーパーガイトップジョイント	ST-01, ST-30, ST-60, ST-100, ST-150, ST-200	○	○	○	○	○	20~54	6.2	50.4~55.8	○	○	○	#		
	ダブルガージョイント	DL-01DL, DL-01L, DL-01R, DL-02DL, DL-02L, DL-02R	○	○	○	○	○	20~70	6.2	59.4~138.4	○	○	○	#		
	NAジョイント	NA-01, NA-02, NA-03, NA-04	○	○	○	○	○	60~100	12.0	73.8~167.4	○	○	○	#		
	CGスチールジョイント	CG-01, CG-02, CG-03, CG-04	○	○	○	○	○	20~60	6.2	50.4~79.2	○	○	○	#		
	メタルトップフレームジョイント	MTF-01, MTF-02, MTF-03, MTF-04	○	○	○	○	○	35~90	9.4	79.2~99.0	○	○	○	#		
	メタルトップフレームジョイント	MTF-05, MTF-06	○	○	○	○	○	35~90	9.4	72.0~84.6	○	○	○	#		
	ラバージョイント	RB-01, RB-02, RB-03, RB-04	○	○	○	○	○	35~60	9.4	46.8~58.4	○	○	○	橋梁板別添		
	FRPジョイント	FRP-01, FRP-02, FRP-03, FRP-04	○	○	○	○	○	20~35	6.2	36.7	○	○	○	#		
	PCスチールジョイント	PC-01, PC-02, PC-03, PC-04	○	○	○	○	○	20~35	6.2	41.4~45.4	○	○	○	#		
	PCスチールジョイント	PC-05, PC-06, PC-07, PC-08, PC-09	○	○	○	○	○	20~70	6.2	85.2~177.4	○	○	○	ボム締付き		
	鉄 交 差	PCジョイント	PC-09C, PC-10C, PC-11C, PC-12C (分岐継手)	○	○	○	○	○	50~60	6.2	88.9~151.2	○	○	○	片側鉄締付・ボム締付き	
メタルジョイント		MT-01C, MT-02C, MT-03C, MT-04C (分岐継手)	○	○	○	○	○	20~60	6.2	92.5~154.9	○	○	○	片側鉄締付・ボム締付き		
PCジョイント		PC-13C, PC-14C, PC-15C, PC-16C	○	○	○	○	○	20~30	6.2	41.4~42.6	○	○	○	鉄締付別添		
PCジョイント		PC-17C, PC-18C, PC-19C, PC-20C, PC-21C, PC-22C, PC-23C, PC-24C, PC-25C, PC-26C, PC-27C, PC-28C, PC-29C, PC-30C	○	○	○	○	○	20~70	6.2	54.6~101.2	○	○	○	#		
PCジョイント		PC-31C, PC-32C, PC-33C, PC-34C, PC-35C, PC-36C, PC-37C, PC-38C, PC-39C, PC-40C	○	○	○	○	○	20~150	6.2	82.2~139.0	○	○	○	#		

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸縮装置		【用途関係】				【構造関係】								特 殊 形 状 特 性 等	備 考
	名 称	型 番	歩車道 区分	種 種	設 置 地 方	遊 間 部 直 径	伸 縮 量 (mm)	伸 縮 機 構	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 離 可 能		本 体 付 属 ア ン カ ー ボ ルト 後 締 め	本 体 部 格 に 含 む		
											分 離 可 能	ボ ルト 後 締 め				
中 外 道 路	ボイスライドジョイント	BS-01, BS-30, BS-60, BS-100, BS-150, BS-180, BS-200, BS-220	○	○	○	○	○	50~250	4.0	82.8~118.8	○	○	○	○	橋梁板別添	
	スーパーガイトップジョイント	ST-01, ST-30, ST-60, ST-100, ST-150, ST-200	○	○	○	○	○	20~54	6.2	50.4~55.8	○	○	○	#		
	ダブルガージョイント	DL-01DL, DL-01L, DL-01R, DL-02DL, DL-02L, DL-02R	○	○	○	○	○	20~70	6.2	59.4~138.4	○	○	○	#		
	NAジョイント	NA-01, NA-02, NA-03, NA-04	○	○	○	○	○	60~100	12.0	73.8~167.4	○	○	○	#		
	CGスチールジョイント	CG-01, CG-02, CG-03, CG-04	○	○	○	○	○	20~60	6.2	50.4~79.2	○	○	○	#		
	メタルトップフレームジョイント	MTF-01, MTF-02, MTF-03, MTF-04	○	○	○	○	○	35~90	9.4	79.2~99.0	○	○	○	#		
	メタルトップフレームジョイント	MTF-05, MTF-06	○	○	○	○	○	35~90	9.4	72.0~84.6	○	○	○	#		
	ラバージョイント	RB-01, RB-02, RB-03, RB-04	○	○	○	○	○	35~60	9.4	46.8~58.4	○	○	○	橋梁板別添		
	FRPジョイント	FRP-01, FRP-02, FRP-03, FRP-04	○	○	○	○	○	20~35	6.2	36.7	○	○	○	#		
	PCスチールジョイント	PC-01, PC-02, PC-03, PC-04	○	○	○	○	○	20~35	6.2	41.4~45.4	○	○	○	#		
	PCスチールジョイント	PC-05, PC-06, PC-07, PC-08, PC-09	○	○	○	○	○	20~70	6.2	85.2~177.4	○	○	○	ボム締付き		
	鉄 交 差	PCジョイント	PC-09C, PC-10C, PC-11C, PC-12C (分岐継手)	○	○	○	○	○	50~60	6.2	88.9~151.2	○	○	○	片側鉄締付・ボム締付き	
メタルジョイント		MT-01C, MT-02C, MT-03C, MT-04C (分岐継手)	○	○	○	○	○	20~60	6.2	92.5~154.9	○	○	○	片側鉄締付・ボム締付き		
PCジョイント		PC-13C, PC-14C, PC-15C, PC-16C	○	○	○	○	○	20~30	6.2	41.4~42.6	○	○	○	鉄締付別添		
PCジョイント		PC-17C, PC-18C, PC-19C, PC-20C, PC-21C, PC-22C, PC-23C, PC-24C, PC-25C, PC-26C, PC-27C, PC-28C, PC-29C, PC-30C	○	○	○	○	○	20~70	6.2	54.6~101.2	○	○	○	#		

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

型番の変更

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】										【 構 造 関 係 】										特 殊 型 材 使 用	備 考
			歩車道区分		積雪地対応		設 方 向		遊歩部形状		伸 縮 量 (mm)	歩 道 幅 (kg/m)	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/L.8m)	空 本 体 重 量 (kg/L.8m)	分 類	形 式	本 体 付 属 少 少 部 品 等	本 体 重 量 含 込						
			車 道	歩 道	専 用	仕 用	道 路 断 方 向	直 交	曲 線	直 交									曲 線					
東 亜 工 業	プロフジョイント	NH型 20,25,35,50,60	○	○			○	○	○	20~60	○	3.98	59.0~91.5	○	○	○	○	○	標準板付き					
		CS型20,25,35,50,60	○	○			○	○	○	20~60	○	3.98	57.9~102.3	○	○	○	○	○	標準板付き					
		SP型20,40,60,100	○	○			○	○	○	20~100	○	5.97~9.95	61.7~164.5	○	○	○	○	○	標準板付き					
東 亜 工 業	プロフジョイント (耐グレーダー用)	NH型 20,25,35,50,60	○	○			○	○	○	20~60	○	3.98	60.3~119.1	○	○	○	○	○	標準板付き					
		SP型20,40,60,100	○	○			○	○	○	20~100	○	5.97~9.95	68.5~192	○	○	○	○	○	#					
		EPジョイント	EP型20	○	○			○	○	○	30	○	1.99	31.5	○	○	○	○	○					
ニ ッ ン	トランスフレックスジョイント	TF-S, TF-S50	○	○			○	○	○	35~40	○	8.4	22.0~39.1	○	○	○	○	○						
		305, 505, 705, 805	○	○			○	○	○	30~80	○	6.2	59.4~133.2	○	○	○	○	○	標準板付き					
		205, 405, 605	○	○			○	○	○	20~60	○	6.2	64.3~142.4	○	○	○	○	○	標準板付き					
		205, 405, 605	○	○			○	○	○	20~60	○	6.2	51.3~111.6	○	○	○	○	○	標準板付き					
		205, 405, 605	○	○			○	○	○	20~60	○	6.2	59.2~119.2	○	○	○	○	○	標準板付き					
		50, 70, 100	○	○			○	○	○	50~100	○	2.0	19.3~24.4	○	○	○	○	○						
日 本 鋼 造	ダイヤブリージョイント	K-40T	○	○			○	○	○	35~50	○	13.0	32.6~49.0	○	○	○	○	○	標準板別途					
		K-50T, 90T	○	○			○	○	○	50~100	○	8.9	81.0~93.0	○	○	○	○	○	標準板別途、 鉛直伸縮量20mm					
		K-50, 80, 110	○	○			○	○	○	50~100	○	8.9~17.9	89.0~163.0	○	○	○	○	○	標準板別途、 鉛直伸縮量30~40mm					
日本鋼造	マウラージョイント	E-80	○	○			○	○	○	80	○	25.0	117.0	○	○	○	○	○	標準板別途、 標準板専用					

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】										【 構 造 関 係 】										特 殊 型 材 使 用	備 考
			歩車道区分		積雪地対応		設 方 向		遊歩部形状		伸 縮 量 (mm)	歩 道 幅 (kg/m)	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/L.8m)	空 本 体 重 量 (kg/L.8m)	分 類	形 式	本 体 付 属 少 少 部 品 等	本 体 重 量 含 込						
			車 道	歩 道	専 用	仕 用	道 路 断 方 向	直 交	曲 線	直 交									曲 線					
東 亜 工 業	プロフジョイント	NH型 20,25,35,50,60	○	○			○	○	○	20~60	○	3.98	59.0~91.5	○	○	○	○	○	標準板付き					
		CS型20,25,35,50,60	○	○			○	○	○	20~60	○	3.98	57.9~102.3	○	○	○	○	○	標準板付き					
		SP型20,40,60,100	○	○			○	○	○	20~100	○	5.97~9.95	61.7~164.5	○	○	○	○	○	標準板付き					
東 亜 工 業	プロフジョイント (耐グレーダー用)	NH型 20,25,35,50,60	○	○			○	○	○	20~60	○	3.98	60.3~119.1	○	○	○	○	○	標準板付き					
		SP型20,40,60,100	○	○			○	○	○	20~100	○	5.97~9.95	68.5~192	○	○	○	○	○	#					
		EPジョイント	EP型20	○	○			○	○	○	30	○	1.99	31.5	○	○	○	○	○					
ニ ッ ン	トランスフレックスジョイント	TF-S, TF-S50	○	○			○	○	○	35~40	○	8.4	22.0~39.1	○	○	○	○	○						
		305, 505, 705, 805	○	○			○	○	○	30~80	○	6.2	52.8~133.2	○	○	○	○	○	標準板付き					
		205, 405, 605	○	○			○	○	○	20~60	○	6.2	59.2~119.2	○	○	○	○	○	標準板付き					
		205, 405, 605	○	○			○	○	○	20~60	○	6.2	51.3~111.6	○	○	○	○	○	標準板付き					
		205, 405, 605	○	○			○	○	○	20~60	○	6.2	59.2~119.2	○	○	○	○	○	標準板付き					
		50, 70, 100, 160	○	○			○	○	○	50~160	○	2.0	19.3~31.7	○	○	○	○	○						
日 本 鋼 造	ダイヤブリージョイント	K-40	○	○			○	○	○	35~50	○	13.0	32.6~49.0	○	○	○	○	○	標準板別途					
		K-40T	○	○			○	○	○	40	○	9.6	44.1	○	○	○	○	○	標準板別途、 標準板専用					
		K-50T, 90T	○	○			○	○	○	50~100	○	8.9	80.9~93.1	○	○	○	○	○	標準板別途、 標準板専用					
日本鋼造	マウラージョイント	E-80	○	○			○	○	○	80	○	25.0	117.0	○	○	○	○	○	標準板別途、 標準板専用					

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

型番の追加
及び変更

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置 名称	型番	【用途関係】				【構造関係】										備考
			歩道区分	積貫地対峙	設置方向	道間部形状	伸縮量(mm)	非強鉄重量(kg/m)	本重量(kg/1.8m)	分類		本体付属パーツ		特殊規格に含む			
										軽重	形式	ボルト	本体価格に含む				
横浜コム	YMタイプ	YM-1	○	○	○	○	20	○	5.17	11.88	○	○	○	○	○	○	
		YM-1	○	○	○	○	50	○	4.98	23.94	○	○	○	○	○	○	
		YM-20	○	○	○	○	20	○	3.98	20.16	○	○	○	○	○	○	
	YHTタイプ	YHT-20,30	○	○	○	○	20~30	○	6.24	60.12~83.92	○	○	○	○	○	○	
YHT-Nタイプ	YHT-50-N,70-N,90-N	○	○	○	○	50~90	○	8.24	100.6~156.6	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
YFSタイプ	YFS-20,30	○	○	○	○	20~30	○	6.24	66.96~88.74	○	○	○	○	○	○	誘導板付き	
YMFタイプ	YMF-20,25,35,50,60	○	○	○	○	20~60	○	6.24	50.76~62.64	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
アオイ化学工業	ラバトップジョイント(車道用)	GT-S20,S25,S35,S50,S60	○				20~60	○	4.0	59.4~72.7	○	○	○	○	○		
	ラバトップジョイント(歩道用)	GT-H20,H25,H35,H50,H60	○				20~60	○	4.0	41.2~45.9	○	○	○	○	○		
	ラバトップジョイント(脂グレーダー用)	GT-G20,G25,G35,G50,G60	○	○			20~60	○	4.0	69.7~83.0	○	○	○	○	○	誘導板付き	
	ラバトップジョイント	GT-G20,G25,G35	○	○			20~35	○	4.0	76.1~82.6	○	○	○	○	○	#	
中川クリエイト	クエイビフックジョイント	WV-20,30,50,80,100,125,150,175,200	○				20~200	○	8.0~12.5	51.0~153.0	○	○	○	○	○		
	クエイビフックジョイント	WV-20,30,50,80,100,125,150,175,200	○	○			20~200	○	8.0~12.5	65.0~164.0	○	○	○	○	○	誘導板付き	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置 名称	型番	【用途関係】				【構造関係】										備考
			歩道区分	積貫地対峙	設置方向	道間部形状	伸縮量(mm)	非強鉄重量(kg/m)	本重量(kg/1.8m)	分類		本体付属パーツ		特殊規格に含む			
										軽重	形式	ボルト	本体価格に含む				
横浜コム	YMタイプ	YM-1	○	○	○	○	20	○	4.98	11.88	○	○	○	○	○	○	
		YM-1	○	○	○	○	50	○	5.17	23.94	○	○	○	○	○	○	
		YM-20	○	○	○	○	20	○	3.98	20.16	○	○	○	○	○	○	
	YHTタイプ	YHT-20,30	○	○	○	○	20~30	○	6.24	60.12~83.92	○	○	○	○	○	○	
YHT-Nタイプ	YHT-50-N,70-N,90-N	○	○	○	○	50~90	○	6.24	100.6~156.6	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
YFSタイプ	YFS-20,30	○	○	○	○	20~30	○	6.24	66.96~88.74	○	○	○	○	○	○	誘導板付き	
YMFタイプ	YMF-20,25,35,50,60	○	○	○	○	20~60	○	6.24	50.76~62.64	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
アオイ化学工業	ラバトップジョイント(車道用)	GT-S20,S25,S35,S50,S60	○				20~60	○	4.0	59.4~72.7	○	○	○	○	○		
	ラバトップジョイント(歩道用)	GT-H20,H25,H35,H50,H60	○				20~60	○	4.0	41.2~45.9	○	○	○	○	○		
	ラバトップジョイント(脂グレーダー用)	GT-G20,G25,G35,G50,G60	○	○			20~60	○	4.0	69.7~83.0	○	○	○	○	○	誘導板付き	
	ラバトップジョイント	GT-G20,G25,G35	○	○			20~35	○	4.0	76.1~82.6	○	○	○	○	○	#	
中川クリエイト	クエイビフックジョイント	WV-20,30,50,80,100,125,150,175,200	○				20~200	○	8.0~12.5	51.0~153.0	○	○	○	○	○		
	クエイビフックジョイント	WV-20,30,50,80,100,125,150,175,200	○	○			20~200	○	8.0~12.5	65.0~164.0	○	○	○	○	○	誘導板付き	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

表内の記載修正

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

<参考資料> ◆市場単価適用可能 積算用埋設型伸縮継手設置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【用途関係】		【構造関係】										概要				
		歩車道区分	種管地対忠	設置方向	製品取付部位	新設施工法	伸縮器構造	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	材料区分								
										種類	標準断面寸法							
車道用	歩道用	仕様が有り	道交縦断方向型	道交横断方向型	床版箱抜き型	先付	後付	(合材)	B(mm)	H(mm)								
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○		○	○							30.0		RT-200カド	500	75	
山主	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○							40.0		DS合材	500	75	表層材:表層軟布骨材
東京ファブリック工業	インナージョイント	○	○										30(±15)			500	75	
ヒートロック工業	シームレスジョイントS J-M	○	○		○	○							50.0	5.4	7kg/㎡	400(400)	120(40)	遊間60mm 超え不可
	シームレスジョイントS J-P	○	○		○	○							30.0	5.4	7kg/㎡	400(400)	40(40)	遊間60mm 超え不可
	シームレスジョイントS J-MD	○	○		○	○							40.0	5.4	7kg/㎡	400(400)	120(40)	表層材:ファルコン(顆粒タイプ) 使用 遊間60mm 超え不可
メンテナンス九州	MMジョイント	○	○	○	○	○							40		7kg/㎡	500	50	
横浜ゴム	ソーマジョイント	○	○		○	○							50.0			500	75	

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。
 ※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

<参考資料> ◆市場単価適用可能 積算用埋設型伸縮継手設置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【用途関係】		【構造関係】										概要				
		歩車道区分	種管地対忠	設置方向	製品取付部位	新設施工法	伸縮器構造	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	材料区分								
										種類	標準断面寸法							
車道用	歩道用	仕様が有り	道交縦断方向	道交横断方向	床版箱抜き型	先付	後付	(合材)	B(mm)	H(mm)								
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○		○	○							30.0		RT-200カド	500	75	
山主	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○							40.0		DS合材	500	75	表層材:表層軟布骨材
東京ファブリック工業	インナージョイント	○	○										30(±15)			500	75	
ヒートロック工業	シームレスジョイントS J-M	○	○		○	○							50.0	5.4	7kg/㎡	400(400)	120(40)	遊間60mm 超え不可
	シームレスジョイントS J-P	○	○		○	○							30.0	5.4	7kg/㎡	400(400)	40(40)	遊間60mm 超え不可
	シームレスジョイントS J-MD	○	○		○	○							40.0	5.4	7kg/㎡	400(400)	120(40)	表層材:ファルコン(顆粒タイプ) 使用 遊間60mm 超え不可
メンテナンス九州	MMジョイント	○	○	○	○	○							40		7kg/㎡	500	50	
横浜ゴム	ソーマジョイント	○	○		○	○							50.0			500	75	

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。
 ※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

表内の記載修正

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

2-3 加算率・補正係数
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	

2-3 加算率・補正係数
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	トップコート無しの場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	
	施工幅員が1.0m以下の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	

VI-2-⑩-2

補正係数
追加

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	樹脂モルタル 舗装工	景観透水性 舗装工	樹脂系すべり 止め舗装工
加算率	施工規模	S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%
		S ₁	(50㎡未満) 20%	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.10	1.10
	階段ステップ部	K ₃	1.25	—	—
	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	—	—	0.90
	コンクリート舗装面の施工	K ₅	—	—	1.10

- (注) 1. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。
2. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)は適用可能とする。
3. 既設アスファルト舗装面の施工(K₄)の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	樹脂モルタル 舗装工	景観透水性 舗装工	樹脂系すべり 止め舗装工
加算率	施工規模	S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%
		S ₁	(50㎡未満) 20%	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.10	1.10
	階段ステップ部	K ₃	1.25	—	—
	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	—	—	0.90
	コンクリート舗装面の施工	K ₅	—	—	1.10
	トップコート無しの場合	K ₆	—	—	0.90
	施工幅員が1.0m以下の場合	K ₇	—	—	1.20

補正係数
及び注意書き
追加

- (注) 1. 薄層カラー舗装工の施工規模は、樹脂モルタル舗装工、景観透水性舗装工、樹脂系すべり止め舗装工それぞれ1工事の全体数量で判定する。
ただし、樹脂系すべり止め舗装工の施工規模は、幅員が狭い場合などにより、一日当たりの施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。
- ± 2. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。
- ± 3. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)は適用可能とする。
- ± 4. 既設アスファルト舗装面の施工(K₄)の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 樹脂系すべり止め舗装工
1) 規格・仕様の内容は、次のとおりとする。

(2) 樹脂系すべり止め舗装工
1) 規格・仕様の内容は、次のとおりとする。

表3.2 規格・仕様の内容

区分	規格・仕様	施工面	内容	トップコート の有無	仕上げ区分	備考
樹脂系すべり止め舗装工	RPN-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工
	RPN-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工 排水機能なし
	RPN-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工
	RPN-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工 排水機能なし
	RPN-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	全面施工 キラキラを含む
	RPN-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	全面施工 キラキラを含む 排水機能なし
	RPN-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	ゼブラ施工 キラキラを含む
	RPN-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	ゼブラ施工 キラキラを含む 排水機能なし
	RPN-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工
	RPN-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工 排水機能なし
	RPN-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工
	RPN-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工 排水機能なし
	RPN-401	車道, ETC	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ
	RPN-402	車道, ETC	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ 排水機能なし
RPN-501	歩道, 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	
RPN-502	歩道, 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工 透水機能なし	
RPN-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性ニート	無	全面施工 排水機能あり	
RPN-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性ニート	無	ゼブラ施工 排水機能あり	

表3.2 規格・仕様の内容

区分	規格・仕様	施工面	内容	トップコート の有無	仕上げ区分	備考
樹脂系すべり止め舗装工	RPN-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工
	RPN-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工 排水機能なし
	RPN-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工
	RPN-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工 排水機能なし
	RPN-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	全面施工 キラキラを含む
	RPN-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	全面施工 キラキラを含む 排水機能なし
	RPN-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	ゼブラ施工 キラキラを含む
	RPN-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	ゼブラ施工 キラキラを含む 排水機能なし
	RPN-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工
	RPN-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工 排水機能なし
	RPN-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工
	RPN-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工 排水機能なし
	RPN-401	車道, ETC	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ
	RPN-402	車道, ETC	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ 排水機能なし
RPN-501	歩道, 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	
RPN-502	歩道, 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工 透水機能なし	
RPN-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性ニート	無有	全面施工 排水機能あり	
RPN-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性ニート	無有	ゼブラ施工 排水機能あり	

(3) 随意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(3) 随意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

記載内容の変更

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 樹脂系すべり止め舗装工

施工歩掛コード	WB812020	施工単位	m ²	入 力 条 件			
施工区分	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各 種	施工区分	規格・仕様	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業の補正	既設アスファルト舗装面の施工	コンクリート舗装面の施工
	①車道(ETCレーン含む) ②歩道(路側帯スクールゾーン含む)	(表4.4)	(表4.5)	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で⑮、⑯を選択することは出来ない。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で⑮、⑯以外を選択することは出来ない。
 3. J 2条件で②、④、⑥、⑧、⑩、⑫、⑭、⑯、⑰、⑱を選択した場合は、J 7条件は①で固定される。
 4. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。

(2) 樹脂系すべり止め舗装工

施工歩掛コード	WB812020	施工単位	m ²	入 力 条 件			
施工区分	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各 種	施工区分	規格・仕様	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業の補正	既設アスファルト舗装面の施工	コンクリート舗装面の施工
	①車道(ETCレーン含む) ②歩道(路側帯スクールゾーン含む)	(表4.4)	(表4.5)	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有

J 8	J 9
トップコートの有無	施工幅員の有無
①無 ②有	①1.0m超え ②1.0m以下

条件追加

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で⑮、⑯を選択することは出来ない。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で⑮、⑯以外を選択することは出来ない。
 3. J 2条件で②、④、⑥、⑧、⑩、⑫、⑭、⑯、⑰、⑱を選択した場合は、J 7条件は①で固定される。
 4. J 2条件で①～⑧を選択した場合は、J 8条件は選択する必要はない。
 5. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 第VI編市場単価 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

工種	市場単価			上下移動
	機	労	材	
削孔機械の上下移動	○			

(注) 1. 現場条件IIにおいて削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
2. チェーンブロック等の損料を含む。

工種	市場単価			設置・撤去
	機	労	材	
仮設足場の設置・撤去	○	○		

(注) 1. 現場条件IIにおいて仮設足場の設置・撤去が必要な場合に計上する。
2. 作業面の足場幅は2.0mを標準とする。

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋挿入工の市場単価の規格・仕様区分は下記のとおりである。

表2.1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分

区分	規格・仕様					単位
現場条件	足場種別(削孔時)	足場種別(鋼材挿入・グラウト注入・頭部処理時)	法面垂直高さ	削孔長	削孔径	
I	—	ロープ足場(命綱)	30m以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
II	仮設足場(単管足場) または土足場		40m以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
III	ロープ足場(命綱)		40m以下	1m ≤ L ≤ 2m	42mm ≤ φ ≤ 50mm	m

現場条件I：削孔に要する重機の搬入が可能な場合

II：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入が困難である場合

III：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入、仮設足場(単管足場)の設置、土足場の確保が困難である場合

工種	市場単価			上下移動
	機	労	材	
削孔機械の上下移動	○			

(注) 1. 現場条件IIにおいて削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
2. チェーンブロック等の損料を含む。

工種	市場単価			設置・撤去
	機	労	材	
仮設足場の設置・撤去	○	○		

(注) 1. 現場条件IIにおいて仮設足場の設置・撤去が必要な場合に計上する。
2. 作業面の足場幅は~~2.0m~~3.0mを標準とする。

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋挿入工の市場単価の規格・仕様区分は下記のとおりである。

表2.1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分

区分	規格・仕様					単位
現場条件	足場種別(削孔時)	足場種別(鋼材挿入・グラウト注入・頭部処理時)	法面垂直高さ	削孔長	削孔径	
I	—	ロープ足場(命綱)	30m以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
II	仮設足場(単管足場) または土足場		40m以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
III	ロープ足場(命綱)		40m以下	1m ≤ L ≤ 2m	42mm ≤ φ ≤ 50mm	m

現場条件I：削孔に要する重機の搬入が可能な場合

II：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入が困難である場合

III：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入、仮設足場(単管足場)の設置、土足場の確保が困難である場合